

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

2 計画の基本的な考え方

(1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

(3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

3 計画の性格と役割

(1) この計画は、地震災害（地震に伴う津波災害も含む）に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。

(2) この計画は、次のような役割を担う。

県、市町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び地震災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。

市町においては、市町地域防災計画の作成に当たっての指針となること。

関係団体や県民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

(3) この計画は、地震防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えるこ

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
大阪航空局 (大阪空港 事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設(直轄)の復旧	
神戸海洋 気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
海上保安本部	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上台安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	1 環境配慮の確保

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		
海上自衛隊 呉地方隊 (阪神基地隊)				

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
独立行政法人 国立病院機構 (近畿7口/事務所)	防災訓練の実施 (トーンズ 訓練等)	災害時における医療救 護		
独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の整 備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等 の復旧	
郵便事業 株式会社 (神戸支店) 郵便局株式会社		1 災害時における郵政 事業運営の確保 2 災害時における郵政 事業に係る災害特別事 務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の 復旧	
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措 置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療 救護 2 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災 管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路 株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧	
阪神高速道路 株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧	
本州四国連絡 高速道路 株式会社 (神戸管理センター)	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧	
西日本旅客鉄道 株式会社 (大阪支社) (神戸支社) (福知山支社)	鉄道施設の整備と防災 管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話 株式会社 (兵庫支店) 株式会社IP・ティ ェィド 関西支社 IP・ティェィ・エヌケー ションズ 株式会社	電気通信設備の整備と 防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の実 施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備の災害 復旧	
大阪ガス 株式会社 (導管事業部・ 兵庫導管部)	ガス供給施設の整備 と防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供給施設の 復旧	
新関西国際空港 株式会社	消火救難体制の整備	災害時における消火 救難体制の構築	被災空港施設(直轄)の 復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
日本通運 株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上 輸送		
関西電力 株式会社 (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対策 の実施	被災電力供給施設の復旧	
KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と 防災管理	電気通信の疎通確保と設 備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害 復旧	

第 6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸交通株式会社 北神行電鉄株式会社 能勢電鉄株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道 株式会社 智恵行株式会社 一般社団法人神戸 すまいまちづくり公社 六甲摩耶鉄道株式会社	鉄道施設等の整備と防災 管理	1 災害時における緊急 鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対 策の実施	被災鉄道施設等の復旧	
道路輸送機関 神戸バス株式会社 海路交通株式会社 全日バス株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 社団法人兵庫県 バス協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応 の指導	災害時における緊急陸 上輸送		
道路管理者 兵庫県道路公社 芦有ドライブウェイ 株式会社	有料道路（所管）の整備 と防災管理	有料道路（所管）の応 急対策の実施	被災有料道路（所管） の復旧	
放送機関 株式会社サンテレビ 株式会社サカイビジョ 兵庫エフエム放送 株式会社	放送施設の整備と防災管 理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救 護	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体 的支援	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体 的支援
公益社団法人 兵庫県看護協会		1 災害時における医療 救護 2 避難所における避難 者の健康対策		

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
一般社団法人 兵庫県歯科 医師会		1 災害時における緊急 歯科医療 2 身元不明遺体の個体 識別		
一般社団法人 兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療 救護に必要な医薬品の 提供 2 調剤業務及び医薬品 の管理		
獣医師会 社団法人兵庫県獣医師会 社団法人神戸市獣医師会		災害時における動物救護 活動		
一般社団法人 兵庫県エルピーガス 協会	エルピーガス供給設 備の防災管理	1 エルピーガス供給設 備の応急対策の実施 2 災害時におけるエル ピーガスの供給	被災エルピーガス供給設 備の復旧	

第4節 既往地震の概要

第1 趣旨

兵庫県の過去における地震の発生状況及び阪神・淡路大震災の概要をとりまとめる。

第2 内容

1 兵庫県内での地震災害の発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。

(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	(推定)規模(M)	
1	599. 5.28 (推古 7. 4.27)	7.0	
2	701. 5.12 (大宝 1. 3.26)	7.0	
3	745. 6.15 (天平 17. 4.27)	7.9	
4	827. 8.11 (天長 4. 7.12)	6.5~7.0	
5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
6	887. 8.26 (仁和 3. 7.30)	8.0~8.5	
7	938. 5.22 (承平8(天慶1) . 4.15)	7.0	
8	1096.12.17 (嘉保3(永長1) .11.24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6.24)	8 _{1/4} ~8.5	
10	1449. 5.13 (文安6(宝徳1) . 4.12)	5 _{3/4} ~6.5	
11	1498. 9.20 (明応 7. 8.25)	8.2~8.4	
12	1510. 9.21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2.25 (天正 7. 1.20)	6.0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5(慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ±1/4	
15	1662. 6.16 (寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6	
16	1707.10.28 (宝永 4.10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3.26 (寛延4(宝暦1) . 2.29)	5.5~6.0	
18	1854.12.23 (嘉永7(安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24 (嘉永7(安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震
20	1864. 3. 6 (文久4(元治1) . 1.28)	6 _{1/4}	
21	1891.10.28 (明治24)	8.0	濃尾地震
22	1916.11.26 (大正5)	6.1	
23	1925. 5.23 (大正14)	6.8	北但馬地震
24	1927. 3. 7 (昭和2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和2)	5.2	京都府沖
26	1946.12.21 (昭和21)	8.0	南海地震
30	1963. 3.27 (昭和38)	6.9	越前岬沖地震
32	1995. 1.17 (平成7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.10. 6 (平成12)	7.3	鳥取県西部地震

(注1) は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

第 1 節 組織体制の整備

〔実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕

第 1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第 2 内容

1 県の防災組織体制

県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。

(1) 兵庫県防災会議

設置根拠

災害対策基本法第14条

組織及び運営

災害対策基本法、兵庫県防災会議条例及び兵庫県防災会議運営規程の定めるところによる。

所掌

兵庫県地域防災計画の修正及びその推進 等

(2) 兵庫県水防本部

設置根拠

兵庫県水防計画

組織及び運営

兵庫県水防計画の定めるところによる。

所掌

県下における水防の統括

(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部

設置根拠

石油コンビナート等災害防止法第 27 条

組織及び運営

石油コンビナート等災害防止法、兵庫県石油コンビナート等防災本部条例及び兵庫県石油コンビナート等防災本部運営要綱の定めるところによる。

所掌

兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防災並びに被害の軽減

(石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)

2 県の災害対策要員等の確保体制

県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直(日直・宿直)体制を実施することとする。

な訓練を実施する。

広域連携訓練

空港、広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(2) 個別防災訓練

県、市町その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備えて、適宜、職員の緊急参集訓練を実施することとする。

ア 職員非常参集訓練

イ 情報収集伝達訓練

図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。

ア 対策のシミュレート訓練

イ 他機関との連携訓練

ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害を想定した訓練 等

実地訓練

ア 水防訓練

イ 消防訓練

ウ 災害救助訓練

エ 災害警備訓練

オ 林野火災訓練

カ 石油コンビナート等防災訓練

キ 緊急消防援助隊や警察災害派遣隊等に係る訓練 等

その他の個別訓練

ア 災害ボランティアの受入訓練

イ 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

ウ 災害時要援護者への情報伝達、避難誘導訓練

エ 帰宅困難者への対応訓練 等

(3) 地域防災訓練

県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。

災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

(4) 津波防災訓練

県（県民局）は、市町等と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することとする。

(5) 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜市町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 給食・給水訓練

カ 災害図上訓練 等

(6) 広域応援訓練

関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練を企画、実施することとする。

防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第48条第2項）

3 その他

(1) 県職員行動マニュアルの作成

県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとに時系列、地域別（本庁、県民局単位）にとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時の業務継続計画（BCP）として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

(2) 県職員防災ハンドブックの作成

県は、災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる必要最低限の事項を示した県職員防災ハンドブックを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

(3) 市町等の取り組み

市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 研修の実施内容

(3) 防災訓練の実施内容（防災関係機関との連携等）

(4) 自主防災組織等への防災訓練に関する指導

(5) その他必要な事項

- エ 経費の負担
- オ 他の協定との関係
- カ 平時の活動

県は、県内市町について県民局や広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。

(2) ひょうご災害緊急支援隊

県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。

(3) 県外災害ひょうご緊急支援隊

県は、県外における大規模災害発生時に被災自治体の応急対策業務を支援するため、「県外災害ひょうご緊急支援隊」を平常時より組織することとする。

(4) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進

県及び中播磨・西播磨地域の各市町等は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応するべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、各市町の地域防災計画への反映を図ることとする。

(計画の対象項目)

相互連携

情報の収集・伝達体制の整備

災害ボランティアの受入体制の整備

災害時要援護者の2次避難確保体制の整備

遺体の広域火葬体制の整備

災害廃棄物の広域処理体制の整備

行政・ライフラインの相互連携体制の整備

オープンスペースの確保体制の整備

交通・輸送体制の整備

備蓄体制の整備

入浴対策

(5) 防災体制等の標準化の促進

県は、災害時において、県及び県内市町間の応援に際し、迅速かつ円滑な連携を図るため、防災体制や装備・資機材等の規格の標準化について検討することとする。

7 その他防災関係機関との連携強化

(1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。

(2) 市町(消防機関)等は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。

(3) 政令市・特例市・中核市においては、大規模、特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めることとする。

(4) 近畿地方整備局は特に緊急を要すると認められるときは、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣を含む)の支援に努めることとする。

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町〕

第1 趣旨

災害時の情報収集・伝達手段として利用する情報通信機器・施設の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用

- (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、[第五管区](#)海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。
- (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネット、[公共情報コモンズ](#)等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。
- (3) 特に地震発生時における初動対応を迅速に行うため、被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策がとれるようこれらの機能の充実等に努めている。

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力 ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力 ・県警察本部からヘリテレの映像を入力 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入力 ・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力 ・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示

名 称	主 な 機 能
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。

2 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ電話を県災害対策センター、市町、県民局等に配備している。

[設置台数： 54台]

3 災害時非常通信体制の充実強化

県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。

(1) 非常通信訓練の実施

県、市町及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。

(2) 非常通信の普及、啓発

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。

4 市町防災行政無線の整備促進

市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。

県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。

市町防災行政無線等の整備状況（平成25年4月1日現在）

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

A 災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

（例）防災行政無線（移動系）

B 災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

（例）防災行政無線（同報系）、CATV、コミュニティFM、ひょうご防災ネット等

		整備数	整備率
防災 行政 無線	同報系	23市町	56.1%
	移動系	24市町	58.5%
	全体	32市町	78.0%
A	被害状況の把握	24市町	58.5%
B	住民への情報伝達	41市町	100%

県内市町数 41市町

5 地域住民に対する通信連絡手段の整備

県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。

[主な情報伝達手段例]

防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機

電話、ファクシミリ

携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム等）

インターネット

地域メディア（CATV、コミュニティFM等）

サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）

広報車

放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（公共情報コモンズを経由した連携を含む）

自主防災組織等人的ネットワークによる連絡

アマチュア無線等情報ボランティアの協力

6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県、市町は、兵庫衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。

7 防災情報提供システム

県は神戸海洋気象台との間の専用線で結ばれた防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。

(4) 配置の考え方

市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して概ね1近隣住区(小学校区)を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。

市街地分散型地域については、拠点候補施設の規模の実状を踏まえつつ、拠点への至近性を高めるため、複数のコミュニティ防災拠点を配置する。その際、必要に応じて、オープンスペース系の施設と建物系の施設の連携利用を配慮した配置に努めるとともに、災害を受けにくい安全性の高い立地に配慮することとする。

7 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携

京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 地域防災拠点の整備
- (2) コミュニティ防災拠点の整備
- (3) 広域防災拠点との連携
- (4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第1款 出火防止・初期消火体制の整備

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、消防本部〕

第1 趣旨

災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織の確立

(1) 常備消防

平成24年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。

常備消防設置状況

(平成24年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	25	23市 2町	5,242
一部事務組合	3	6市 3町	466
事務委託	-	7町	-
計	28	29市12町	5,708

(2) 非常備消防

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備の充実、青年層・女性層の団員の参加を促進するとともに、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、積極的に増員に努める。

消防団設置状況

(平成24年4月1日現在)

消防団の数	市町の数	消防団員数
62	29市12町	44,077人

2 火災予防対策

(1) 一般予防対策

市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図ることとする。

県、市町は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図ることとする。

市町は、火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、市町火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせることとする。

市町は消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

県、市は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行うこととする。

また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯

蔵施設・工場等特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図ることとする。

市町は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図ることとする。

(3) 人命危険対象物火災予防

防火及び防災セイフティマークの表示指導

市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。

消防法令違反に対する是正指導の推進

市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。

(4) 防火管理者等の育成と活用

市町は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させることとする。

県、市町は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図ることとする。

(5) 特殊危険物の予防対策

市町は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせることとする。

(6) 化学消火薬剤の備蓄

県は、化学消火薬剤の分散備蓄に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 消防組織の現況
- (3) 火災予防対策
- (4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第2款 消防施設・設備の整備

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町〕

第1 趣旨

市町における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 災害時における総合的な消防計画の策定

市町は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。

2 庁舎の耐震性向上

市町は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 消防施設の整備

(1) 現況

整備水準

本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。

(平成21年度「消防施設等整備計画実態調査」)

項目	基準	現有	充足率(%)
消防署所数	177	168	94.9
ポンプ自動車(常備)	264	238	90.2
ポンプ自動車(消防団)	562	556	98.9
動力消防ポンプ(消防団)	1,925	1,866	96.9
消防水利	64,734	54,797	87.3

消防職員・団員の数等(平成24年4月1日現在)

消防署数	56	消防団数	62
出張所数	114	分団数	1,257
消防職員数	5,708	消防団員数	44,077

消防ポンプ自動車等の保有数

(平成24年4月1日現在)

種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	161	532	手引動力ポンプ		8
水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4	
はしご付消防自動車	55		泡原液搬送車	4	
屈折はしご付消防自動車	4		救急自動車	216	
化学消防自動車	50		救助工作車	49	
小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3	
小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3()	

ヘリコプターについては県所有分1機を含む

消火水利の概要

(平成24年4月1日現在)

消火栓			
防火水槽	17,494	100m ³ 以上	967
		60～100 m ³	1,171
		40～60 m ³	12,935
		20～40 m ³	2,421
井戸	541		
プール	1,037		
その他	884		

(2) 整備計画

市町は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。

ア 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図ることとする。

イ 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

県は、市町と十分協議の上、消防施設強化促進法に基づく消防施設等の整備に対する補助制度及び地方債制度を活用し、市町の消防力の強化を促進することとする。

ア 補助制度

消防防災施設等整備費補助金

イ 地方債制度

防災基盤整備事業

公共施設等耐震化事業

施設整備事業（一般財源化分）

8 医薬品等の確保

- (1) 災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班及び兵庫DMATが携行する医療機材を備蓄することとする。
- (2) 県、市町は、各医療機関にも備蓄を奨励することとする。
- (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意することとする。
- (4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。

9 医療マンパワーの確保

(1) 災害医療従事者の研修

災害医療センターは、医療救護活動、医療救護体制、災害医療に関する知識、医療技術の習得等を内容とする研修を実施することとする。

10 住民に対する啓発

県、市町は、研修会等を通じて、住民に対する災害医療の普及啓発を行うこととする。

11 市町における災害医療体制等の整備

- (1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。
- (2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

12 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町域内での災害対応病院の指定
- (2) 救護所の設置
- (3) 救護班の編成
- (4) 医薬品等の備蓄
- (5) その他必要な事項

[資料]「災害拠点病院一覧」

第10節 緊急輸送体制の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕

第1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めることとする。

(1) 緊急輸送路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成することとする。

(2) 路線の種類

幹線緊急輸送路

県は、県外からの物資流入地点と、広域防災拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。

一般緊急輸送路

県は、広域防災拠点に集められた物資を、各市区町ごとに定めた地域防災拠点に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。

(3) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。

<海上からのアクセスポイント>

瀬戸内海側 - 尼崎西宮芦屋港、神戸港、明石港、東播磨港、姫路港、家島港、相生港、赤穂港

日本海側 - 津居山港、香住漁港、浜坂漁港

淡路島 - 岩屋港、津名港、洲本港、都志港、富島漁港、福良港

<空からのアクセスポイント>

大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート

2 緊急交通路予定路線の事前指定

(1) 緊急交通路の確保

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、活断層の分布状況、河川等の地理的条件等を勘案して、阪神・淡路地域、東・西播磨地域及び日本海地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定することとする。

(2) 平時の整備

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握、さらには交通規制の実施のために、交通監視カメラ、車両感知器、交通規制資機材等の整備に努めることとする。

第12節 災害時帰宅困難者対策の推進

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県県土整備部土木局、市町、企業〕

第1 趣旨

大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第2 内容

1 災害時帰宅困難者への支援

- (1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供
- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- (3) 市町は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。
- (4) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。
- (5) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。

2 普及啓発

- (1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき県等が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。
- (2) 県、市町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

3 訓練等の実施

県は、1.17ひょうごメモリアルウォークを活用し、災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努めることとする。

第15節 廃棄物対策の充実

〔実施機関：県農政環境部環境管理局、市町〕

第1 趣旨

廃棄物対策への備えについて定める。

第2 内容

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。

また、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。

計画内容として必須の事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報
--------------	--

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。

協定内容 県が被災市町の要請を受けて調整
に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協会の、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

協定内容 県が被災市町の要請を受け各団体に依頼・調整
に基づき各団体が被災市町を応援

(3) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害廃棄物処理計画の策定
- (3) 応援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第16節 災害時要援護者支援対策の充実

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部国際局、県県土整備部土木局、市町〕

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 災害時要援護者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備

市町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

市町は、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供しよう努めることとする。

(4) 地域における避難支援体制の整備

市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。

(5) 訓練・研修の実施

市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 市町の体制

市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 緊急通報システムの整備

県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。

(3) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営

県は、災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。

(4) 障害者への情報伝達体制の整備

県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。

また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うことと

する。

(5) 外国人に対する日常の情報提供等

県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

イ ひょうごE（エマーゼンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施

3 安全な避難場所の確保

市町は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレの確保など、災害時要援護者がすごしやすい環境の確保に努めることとする。

また、市町は、福祉避難所の確保に努めることとする。

4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保

県、市町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

5 平常時の地域ケアシステムとの連携

(1) 介護・看護事業者等との連携

市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。

県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

県、市町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。

県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

県、市町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

6 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。

7 難病患者等への支援体制の整備

県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体

制整備を進めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害時要援護者の日常的把握
- (2) 災害時要援護者支援体制の整備
- (3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導
- (4) 緊急通報システムの整備
- (5) 社会福祉施設等の整備
- (6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施
- (7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧
- (8) 外国語による防火防災対策の啓発
- (9) 福祉避難所の設置
- (10) その他必要な事項

第18節 津波災害対策の推進

〔実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋气象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町〕

第1 趣旨

津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波警報・注意報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。

第2 内容

1 東日本大震災を踏まえた対策（暫定）の実施

(1) 最大クラスの津波を想定した被害想定の実施

県は、東海・東南海・南海地震について、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行うこととする。

(2) 当面の津波災害対策

県、市町は、(1)の被害想定が完成し、それを前提とした対策の方針が固まるまでの間、暫定的な津波高さ（本計画の津波被害想定における津波高の2倍）を設定し、津波災害対策を進めることとする。

【参 考】防災基本計画に示されている津波災害対策の考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 防潮堤等海岸施設の整備

県、市町及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、防災基本計画に示される津波災害対策の考え方を踏まえ、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。

また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

【津波対策の基本的な考え方】

発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。

対象津波	基本的な考え方
レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。
レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。

3 津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波警報・注意報伝達の迅速化、確実化

防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報・注意報伝達の迅速化を

第2節 都市の防災構造の強化

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、市町〕

第1 趣旨

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 県は、「防災都市計画マスタープラン」等を策定し、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。
- (2) 市町は、「防災都市計画マスタープラン」に十分配慮しつつ、都市計画区域内の市町については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の町についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、市町地域防災計画と整合を図ることとする。
- (3) 県及び市町は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいくこととする。

都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、県全体として災害に強い地域構造を構築すること。

体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

2 地域別の市街地防災

市街地の防災は、密度や形態などの市街地特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことが基本であることから、地域分類を行った上で、市街地防災を推進することとする。

(1) 市街地連担型地域

平地部において中・高密度（40人/ha以上）の市街地が、概ね400ha（2kmメッシュ）以上連担する地域をいう。

水と緑のネットワークの形成

公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、都市河川の整備、臨海部の緑化の推進等により、市街地内において緑の創出とオープンスペースの確保を進め、これらを交互に連携させることにより水と緑のネットワークを体系的に形成することとする。

市街地の緑化・不燃化

緑地協定の締結や緑化助成による生垣化や宅地内植樹を推進するほか、防火地域・準防火地域の指定などにより建築物の不燃化を誘導し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上とあわせ、市街地の面的な防災機能を高めることとする。

防災空間、防災拠点の体系的整備

市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備することとする。

(2) 市街地分散型地域

市街地連担型地域以外の地域をいう。

自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備

自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮する市街地整備を図ることとする。

(3) 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地大火のふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図ることとする。また、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じることとする。

(4) 避難地・避難路の周知

市町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。

(5) 広域防災帯

県、市町等は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努めることとする。

(神戸・阪神地域の配置計画)

ア 東西軸

国道43号～国道2号軸、山手幹線軸、山陽新幹線軸、国道171号軸、
中国自動車道(国道176号)軸、仁川軸

イ 南北軸

妙法寺川軸、新湊川軸、神戸文化軸、生田川軸、灘文化軸、都賀川軸、石屋川軸、住吉川軸、
芦屋川軸、夙川軸、武庫川軸、五合橋線軸、猪名川軸、天神川軸

4 都市の再開発の推進

県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。

(1) 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(2) 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(3) 密集市街地対策の推進(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律)

県は、県下の市街化区域において、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画に位置付け、市町は、当該地域における総合的な密集市街地対策を推進することとする。

4 重要施設への供給ラインの耐震化

県、市町及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努めることとする。

5 建築物の耐震性強化の普及啓発

(1) 建物所有者及び住民への普及啓発

県、市町は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する県民の相談に対応するため、県、市町及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。

(3) 建築基準法令の普及

県、市町は、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、大工組合等）に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努めることとする。

6 落下物等の対策

(1) 落下物

県有施設

県は、県有施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施することとする。

一般建築物

県及び県下の特定行政庁は、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。

(2) その他

県及び市町は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

7 ブロックべいの倒壊防止対策

県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。

(1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

(2) ブロックべいの危険箇所の調査

(3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励

(4) 建築基準法の遵守、指導

8 E - ディフェンスを活用した減災対策の研究・推進

県は、東南海・南海地震など、地震動による建築物等の被害の軽減を図るため、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設（E - ディフェンス）を活用し、減災のための研究を推進することとする。

9 室内安全対策の推進

県、市町は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、E - ディフェンスでの実験等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

(1) 「防災力強化県民運動」による推進

県内の各界各層からなるひょうご安全の日推進県民会議が中心となって進める防災力強化県民運動におい

て、室内安全対策の啓発を行うこととする。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町計画の策定
- (2) 実施責任
- (3) 市町有施設等の耐震化
- (4) 建築物等の耐震性向上に係る指導、啓発
- (5) その他必要な事項

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第2款 地すべり防止施設の整備

〔実施機関：近畿農政局、県農政環境部農林水産局、県土整備部土木局〕

第1 趣旨

地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、特殊法砕工、アンカ - 工等） 抑制工（集水井工、集水ポ - リング工、水路工等）

(2) 県（農政環境部）所管事業分

(7) 農村環境室所管分

事業名	事業内容
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

(4) 治山課所管分

年度	事業名	事業内容
18～27	地すべり防止事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底

県は、地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止対策の普及啓発

県は、地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、年間を通して地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備を推進することとする。

〔資料〕「地すべり危険箇所」*電子データ

「地すべり危険地区」*電子データ

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第7款 地盤の液状化対策の実施

〔実施機関：県土整備部土木局、県土整備部住宅建築局、県企業庁、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

1 埋立地等における液状化対策

- (1) 県は、臨海部等を埋立造成する場合、全体の地盤沈下量を想定するとともに、必要により地盤改良を行い、余盛工法をとるなど、埋立地盤の沈下に適切に対処することとする。
- (2) 県等は、土地の利用にあたり、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施することとする。

2 液状化対策の普及啓発

県は、県民や建築物の施工主等に液状化対策の工法の周知を図るとともに、対策工法の実施の促進に努めることとする。

3 地盤データの収集及びデータベース化

県及び市町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努めることとする。

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県農政環境部農林水産局、県土整備部土木局、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う河川、海岸、ため池の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等について定める。

第2 内容

1 河川施設の整備

(1) 事業計画

県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
24～	高潮対策事業	9河川

(2) 水門・閘門等の操作

水門・閘門等の施設管理者は、平時から操作規則等に定めるところにより水門・閘門等及び内水排除施設の操作を速やかに行うことができるよう準備を行うこととする。

(3) 河川管理施設における危険箇所の周知徹底

河川管理者は、地震により特に危険度が高いと予想される箇所について点検を行い、その結果について関係地方公共団体への周知を図ることとする。

2 海岸施設の整備

(1) 事業計画

海岸保全施設の耐震性の強化

ア 県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計9海岸
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等遠隔操作化 他） 計6海岸

イ 県（農政環境部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～	（農村環境室所管分） 高潮対策事業 浸食対策事業 （漁港課所管分） 高潮対策事業 侵食対策事業 海岸環境整備事業	福浦海岸（護岸補強 他） 慶野海岸（潜堤 他） 丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他） 須井漁港海岸（離岸堤他） 香住漁港海岸（養浜他）

3 ため池施設の整備

(1) 事業計画

県（農政環境部）所管事業分

事業名	事業内容
ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合

(2) 周知及び広報

県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 準用河川の整備
- (2) ため池施設の整備
- (3) その他必要な事項

〔資料〕「治水及び河川総合開発事業の現況」

「ため池分布表」*電子データ

5 道路情報の提供

県は、「道の駅」に道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行うこととする。

さらに、各種の道路情報提供装置の統合管理を進め、他の道路管理者及び県警察本部とのネットワーク化を図ることにより、緊急時における迅速かつ的確な情報収集と発信に努めることとする。

「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所

駅名	路線名	所在地	備考
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町 平野99-2	
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1	
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1	
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1	
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町 西芦田540	
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区 長瀬字933-1	
R 4 2 7 かも	国道 4 2 7 号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1	
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1	
丹波おばあちゃんの里	国道 1 7 5 号	丹波市春日野町 七日市710	
みつ	国道 2 5 0 号	たつの市御津町室津896-23	
あまるべ	国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区餘部1723-4	
提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等			

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 道路施設（市町管理）の整備
- (2) その他必要な事項

第6節 交通関係施設の整備

第4款 鉄道施設の整備

〔実施機関：鉄道事業者〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルート確保を考慮の上、災害に強い鉄道施設の整備等について定める。

第2 内容

鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。

機 関 名	内 容	事業計画
西日本旅客鉄道(株)	<p><u>新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」という。）に基づいて設計する。</u></p> <p><u>なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。</u></p>	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
神戸市交通局		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 山陽電気鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
神戸電鉄(株)		駅舎・橋梁・法面・電車線路支持物等を計画的に改良強化
神戸高速鉄道(株)		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化
六甲摩耶鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
<u>神戸すまいまちづくり公社</u>		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。

第6節 交通関係施設の整備

第5款 空港・ヘリポート対策の実施

〔実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町、空港管理者等〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い空港・ヘリポート対策について定める。

第2 内容

1 空港管理者等は、次の対策を実施することとする。

(1) 防災資機材の備蓄

消火剤等の資機材を備蓄し、災害時の空港・ヘリポートの被災を防止、軽減することとする。

(2) 施設の点検及びパトロールの実施

常時、空港施設及びヘリポート施設の点検・パトロールを行い、必要な箇所を改修することとする。

(3) 防災訓練の実施

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制等の強化を目指し、航空機事故を想定した防災訓練を定期的実施することとする。

2 コウノトリ但馬空港の活用

災害時の活用を図るため、定期的に緊急空路輸送を想定した防災訓練を実施することとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
箇所数	30	<u>14</u>	24	<u>18</u>	27	<u>24</u>	<u>38</u>	41	21	<u>25</u>	<u>262</u>

(2) 県は、災害時にヘリコプターを運航する警察、消防、自衛隊等の防災関係機関への周知を図ることとする。

(3) 市町は、市役所（役場）・地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

(4) 市町は、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議することとする。

4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備

県は、広域防災拠点の建設にあたって、ヘリポート等の整備に努めることとする。

三木総合防災公園 三木防災ヘリポート（非公共）〔平成17年9月供用開始〕

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) ヘリコプター臨時離着陸場適地

(2) 災害時のヘリコプター臨時離着陸場の運用体制

(3) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第2款 ガス施設の整備等

〔実施機関：大阪ガス㈱、(一社)兵庫県エルピーガス協会〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 大阪ガス㈱の取組

(1) ガス施設(ガス導管)の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工することとする。

高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。

中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。

低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

地震計の設置

ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。

イ 地震計241箇所(県内66箇所)を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。

ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。

保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、**ポ-ダブル衛星通信設備を6カ所**配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

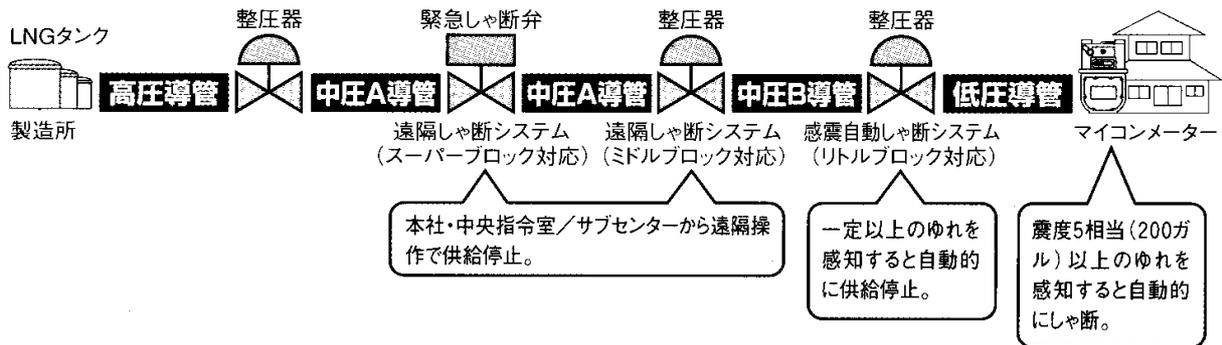
内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を10ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために77箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、**149箇所**のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

■供給停止システムの概要



緊急時のガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約704箇所、さらに、設定された基準値以上（60カイン＝震度6強相当）の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約2,954所に設置している。

マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、安全を確保するマイコンメーターは、ほぼ100%の家庭に設置されている。

復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ、ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を推進することとする。

(3) 防災体制の整備

要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

教育訓練

地震発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組

(1) ガス施設の耐震性強化

地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあってはPE管）の導入促進を図ることとする。

強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図ることとする。

(2) 防災システムの強化

集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。

安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、ガスを自動的に停止する安全機器の取り付けを進めることとする。

地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

地域防災事業所組織図

(平成25年4月1日現在)

ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	<u>7</u>	<u>4</u>	2
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0
淡 路	淡路全域	8	6	2

(3) 防災体制の整備

要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(一社)福井県LPガス協会が組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス株と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府

県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

防災訓練等の実施と参加

ア 各防災事業所にあつては、適時、地震を想定した防災訓練を実施することとする。

イ 各ブロックごとに、適時、地震を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。

ウ 兵庫県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

年間を通じ、県下各地でエルピーガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図る。

各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。

兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、防災協定の締結に努める、避難所となる学校や病院などの公共施設に災害対応用バルブ等のLPガスシステムを導入するよう要請に努める。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第3款 電気通信施設の整備等

〔実施機関：西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組
西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

建物及び鉄塔

建物及び鉄塔の耐震診断及び補強を実施することとする。

所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施することとする。

イ 電力設備

電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、更に発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施することとする。

所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。

(2) 災害対策用設備等の整備・点検

通信途絶用無線網の整備

有線不通時にも内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保

災害対策用機器の整備・充実

復旧機材の備蓄

(3) 防災訓練の実施

災害発生時に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、国、県、市町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

演習の方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習

第 8 節 地下街の防災体制の整備

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県警察本部、消防本部、関西電力(株)、大阪ガス(株)、地下街等関係者〕

第 1 趣旨

地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街における避難対策など、その防災体制の整備について定める。

第 2 内容

1 関係機関の業務

業務等 関係機関	業 務 概 要	
	災 害 予 防	災 害 防 御
地下街等関係者 地下街等権原者 地下街等事業者	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防御活動の実施
消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報
県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導
関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制
大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策

（注）「地下街等権原者」とは、地下街等の所有者、管理者又は占有者をいい、「地下街等事業者」とは地下街等を形成する事業所の所有者、管理者又は占有者をいう。

〔資料〕「地下街の現況」

「兵庫県地下街防災計画」

第 1 節 地震観測体制の整備

〔実施機関：神戸海洋気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)〕

第 1 趣旨

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備について定める。

第 2 内容

1 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を4箇所、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置している。（臨時設置点を除く）

(2) 独立行政法人防災科学技術研究所の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降新たに県内27箇所に強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内15箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに、宍粟市山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 震度情報ネットワークシステムによる観測

県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムを構築しており、現在このシステムに接続している計測震度計は、県が設置したものが69箇所、気象庁が設置したものが11箇所、市町が設置したものが6箇所である。さらに、防災科学技術研究所が設置している地震計20箇所を接続することにより、県内全市町のデータを集約している

県は、フェニックス防災システムへの入力データ（観測情報システム、被害予測システム）として使用することにより、初動体制の確立等に活用している。

(4) 事業者が行う観測

鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。

県内の設置数

JR西日本	14	山陽電気鉄道	3	関西電力	18
阪急電鉄	1	神戸電鉄	1	大阪ガス	65
阪神電気鉄道	2	神戸高速鉄道	1		

3 県内の潮位の観測施設

気象庁及び兵庫県は、津波の高さ等を観測するため、県内17箇所の検潮所を設置している。

〔資料〕「地震観測施設の整備状況」

第 1 節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

〔実施機関：県企画県民部防災企画局〕

第 1 趣旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動について定める。

第 2 内容

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承する「1・17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 県民等による自主的な防災活動の展開

県民等は、災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。

3 「1・17は忘れない」取り組みの推進

県、市町、県域・職域団体等による「ひょうご安全の日推進県民会議」を設置し、ひょうご安全の日のつどい、1・17防災未来賞「ぼうさい甲子園」、ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施など、「1・17は忘れない」取り組みを積極的に推進することとする。

(1) ひょうご安全の日のつどい

毎年1月17日にひょうご安全の日のつどいを開催し、ひょうご安全の日宣言等の発信を行う。

(2) 1・17防災未来賞「ぼうさい甲子園」の実施

全国の学校や地域において、子どもや学生が主体的に取り組む優れた防災活動を顕彰する。

(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施

県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

(2) その他必要な事項

〔資料〕「ひょうご安全の日を定める条例」

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
共済給付金	全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部又は他の県民局（災害対策地方本部）に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・職員の派遣
- ・災害対策要員の食料、水、物資等の供給 等

(5) 標識

腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

身分証明証

災害対策本部員、事務局員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

(6) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。

必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。

【複合災害の例】

< 法に基づく本部が複数設置される場合 >

- ・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合

< 自然災害に伴う二次災害等 >

- ・地震による大規模な火災や列車事故の発生
- ・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生
- ・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生

< 自然災害と危機事案の同時発生 >

- ・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生

< 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生 >

< 県内被害対応と県外支援を並行して行う場合 >

- ・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合
- ・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

[資料] 「災害対策本部条例」

第3節 情報の収集・伝達

第1款 予警報等の発表・伝達

〔実施機関：神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕

第1 趣旨

予警報等の発表・伝達について定める。

第2 内容

1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表

津波警報・注意報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。

（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ 10m	10m		
		3m < 高さ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波予報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

（津波予報と内容）

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

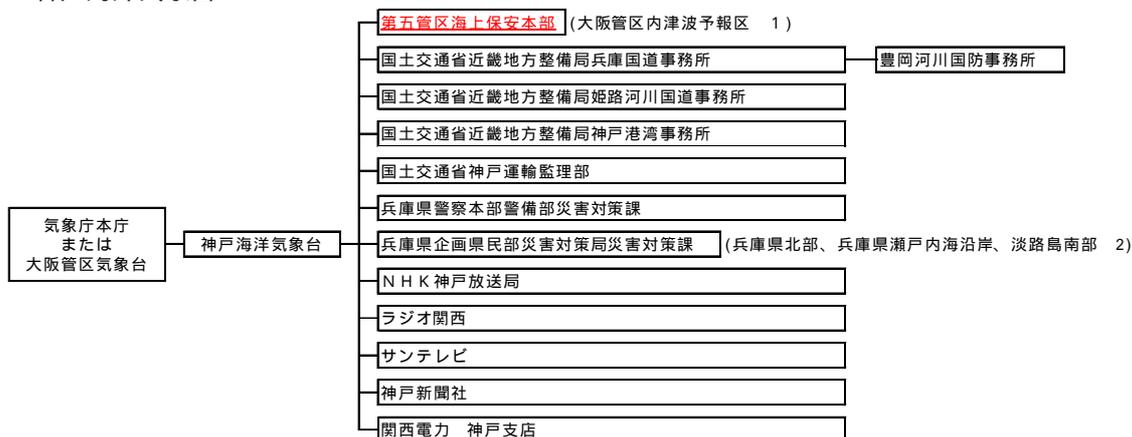
注) 1 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

津波警報・注意報の伝達系統

- ・防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の県内における伝達をあらかじめ定めた系統により実施することとする。
- ・市町は地域住民に対する周知について市町地域防災計画で定めておくこととする。
- ・防災関係機関に対する伝達系統は、次のとおりとする。

津波警報・注意報の伝達系統

1 神戸海洋気象台



1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。

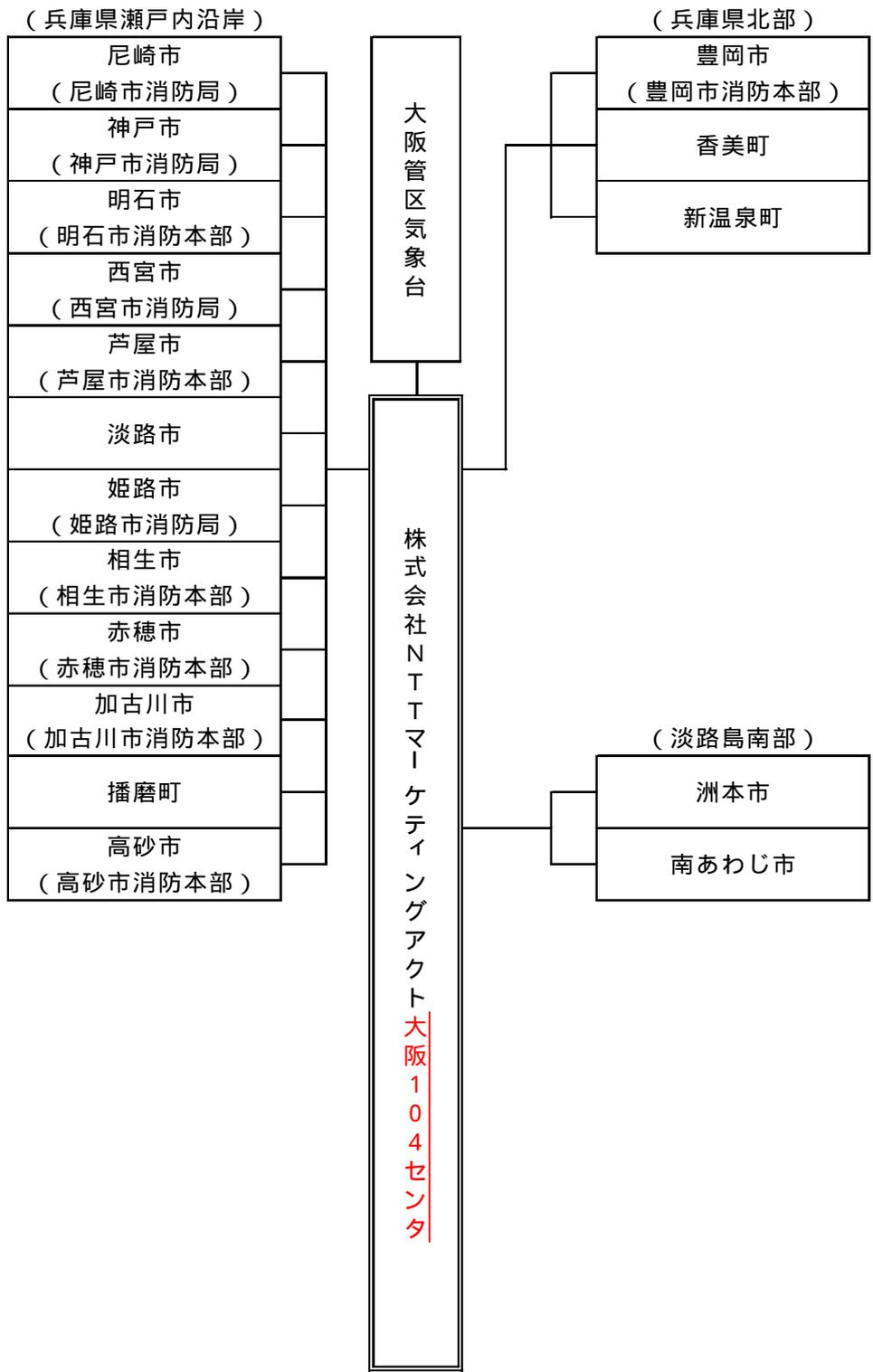
京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

(伝達系統は「(2)兵庫県」を参照)

また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕



(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸海洋気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、1震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」「震度3以上」を観測した市町村名を発表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波予報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸海洋気象台を經由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。

- 第五管区海上保安本部
- 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所
- 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
- 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所
- 国土交通省神戸運輸監理部
- 兵庫県警察本部警備部災害対策課
- 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課
- NHK神戸放送局
- ラジオ関西報道制作部
- サンテレビ報道部
- 神戸新聞社社会部
- 関西電力 神戸支店

受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区 分		平日 (9:30 ~ 18:30)	左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

5 災害情報の伝達手段

- (1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
- (2) 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。
- (3) 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、**兵庫県防災行政無線**、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

6 画像情報の送信

画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。

直接即報基準に該当する火災・災害等

被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

県においても同様の基準により、消防庁に送信することとする。

市町からの主な緊急対策支援要請

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] 第3特科隊[陸上] 事務局 ← 阪神基地隊[海上] 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	隣接市町での 避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上鉄道輸送の 要請	JR西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ←
	海上輸送の 要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	航空輸送の 要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 新聞西国際空港(株) ← 神戸空港管理事務所 ← 但馬空港管理事務所 ←
	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ←
	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 近畿経済産業局 ←
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 協定業者 ← 消費流通課 ←
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM802 (FM CO・CO・LO)
緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	

部	調査事項	調査（報告）系統
農政環境部	非常災害用木材の 調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局地域振興部 ← 市町 農林(水産)新興事務所
	ガレキ処理対策	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町
	ごみ処理対策	関係団体 ←
	し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	関係省庁 ← 他府県 ←
県土整備部	建設資機材等の あっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部
	被災宅地危険度 判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町
	応急仮設住宅の 建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町
	公営住宅への 一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県 ←
企業庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体 厚生労働省 ← (健康福祉部) ← 各市町・事務組合 他府県 ← (生活衛生課) ← 広域水道事業者 日本水道協会 ←
	給水車の派遣	自衛隊 ← 災害対策本部事務局 海上保安本部 ←
	水道復旧工事に 関する人材派遣	
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター (健康福祉部生活衛生課) ← 各医療機関
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の 派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察へりの 派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

(注) 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。

2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。

第3節 情報の収集・伝達

第3款 通信手段の確保

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局〕

第1 趣旨

県が災害発生時に通信手段を確保するための対策について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関及び市町・消防本部との間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

(1) 防災端末設置数

319台（本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）

(2) 主な機能

観測情報収集、被害予測、**受給推計**、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

2 兵庫県防災行政無線

(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、衛星系を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

構成

・計 **104局**

・県庁局1局、単独庁舎局1局、市町・消防本部 **90局**、防災関係機関局10局、平面可搬局2局

・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能

機能

ア 音声、ファクシミリ

イ 映像情報伝送

通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、通信統制を行うこととする。

ア 通信統制権者

防災情報室長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。

通信統制が重複する場合には、防災情報室長の通信統制を優先することとする。

イ 通信の優先順位

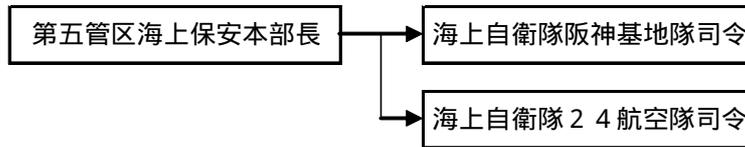
通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの
- b 財産に関するもの
- c 災害の予防、発生及び救助に関するもの
- d 災害の予報又は警報に関するもの
- e その他防災情報室長が必要と認めたもの

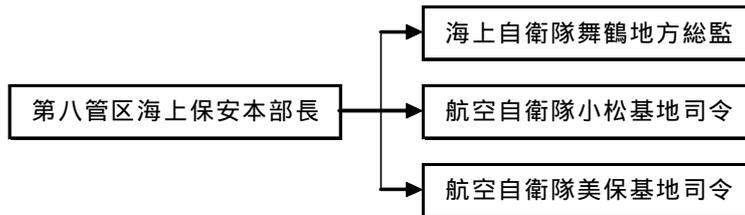
2 海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。

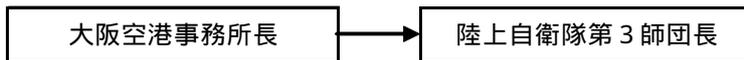


(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



3 大阪空港事務所長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。



4 撤収要請

知事、**海上保安本部長**又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

5 情報連絡体制

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。

(2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。

(3) 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

6 自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、**海上保安本部長**、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

自主派遣の判断基準

第4節 防災関係機関等との連携促進

第2款 県域の被害への対応

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

県域の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 県

(1) 基本的な考え方

応援・応援要請の実施基準

県は、大規模な災害の発生を知覚した時は、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を要請することとする。

なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能及び需給推計・分析機能を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、市町に対する応援の準備、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。

<フェニックス防災システムの機能概要>

【被害予測機能】

県内に設置した震度計からの震度情報と、建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行う。県が行った地震被害予測調査で使用したデータと計算プログラムを活用している。

【需給推計・分析機能】

被害予測機能で算出した被害量をもとに、要員、救援物資等の必要量を推計する。

〔推計項目〕 要員数 救助要員（消防、警察、自衛隊）、消火隊、救急隊
医療スタッフ、救護班、病院受入
危険箇所調査班、応急危険度判定士
物資量 非常食、毛布、仮設トイレ、棺、ドライアイス、火葬場

応援部隊との連携会議の開催

県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。

職員等の中長期派遣

長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。

必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。

専門家・専門機関等の協力

ア 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。

イ 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。

ウ 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上負担することとする。

(2) 県内市町に対する応援

市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。

応援協定に基づく応援

ア 応援の内容

資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ、その他特に要請のあった事項

イ 県の対応

県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえで、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知することとする。

なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行うこととする。

災害対策基本法に基づく応援

ア 市町長からの応援要請に対する協力（法第68条）

県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

イ 県内市町間の応援に対する指示（法第72条）

県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県内の他の市町を応援すべきことを求めることとする。

ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

(ア) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第5項～7項）

(イ) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）

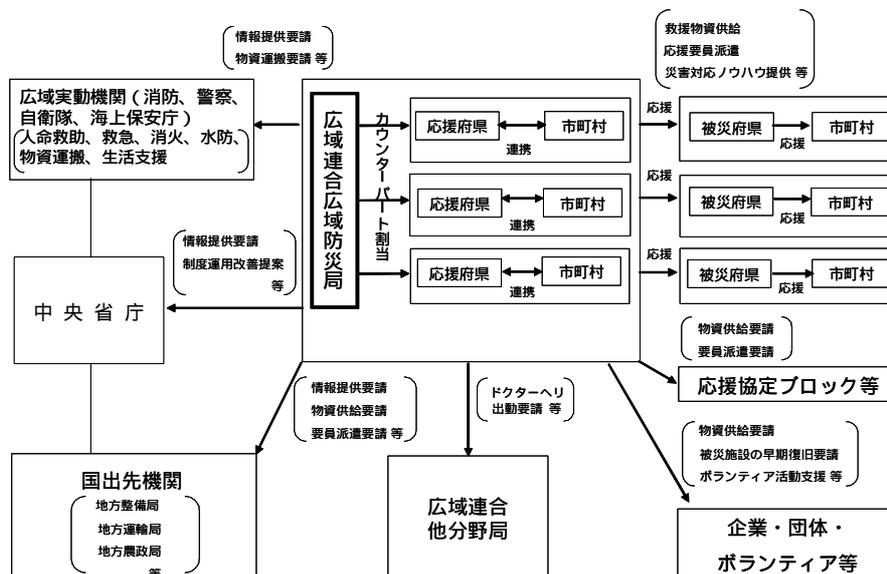
(ウ) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の4）

(3) 関西広域連合に対する応援要請

応援要請

災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず関西広域連合に対して応援を要請することとする。

< 関西広域連合における応援調整 >



(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請

近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (イ) 資機材の提供
- (ウ) 避難者、傷病者の受入れ
- (エ) 職員の派遣
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして応援主管府県である大阪府(大阪府が被災等により業務を遂行できない場合は応援副主管府県である徳島県)に応援を要請することとする。なお同一の災害について応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した府県が応援主管府県となる。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (ウ) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (エ) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋

イ 要請手続

県は、速やかに全国知事会に被害状況等及び必要とする広域応援の内容に関する次の事項を連絡して要請することとする。

- (ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (イ) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (ウ) 職種及び人数
- (エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (オ) 応援期間(見込みを含む。)
- (カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請(岡山県、鳥取県)

ア 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出・救護・感染症対策等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 避難者、傷病者の受入れ施設の提供
- (カ) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品名、数量等
- (ウ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の職種別人員
- (エ) 収容を要する被災者の状況及び人数

- (オ) 応援を必要とする区域、受入地点及び受入地点への経路
- (カ) 応援を必要とする期間
- (キ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

— 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

県において必要な、物資、資機材、職員 等

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

(ア) 被害の状況

(イ) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等

(ウ) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(5) 災害対策基本法に基づく応援要請

— 職員の派遣・あっせんの要請（法第29条、第30条）

県は、必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請することとする。

県は、必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることとする。

— 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（法第70条第3項）

県は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して、応急対策の実施を要請することとする。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路

オ 期間その他必要な事項

応援の要求（法第74条、第74条の2）

県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めるとする。

県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることとする。

(6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を要請する期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

海上保安庁の支援活動の内容

第4節 防災関係機関等との連携促進

第3款 県外の被災地に対する応援

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、
県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

県外の被災地に対する応援に関する事項について定める。

第2 内容

1 情報収集の実施

県は、県外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合（震度5強以上の地域が広範囲に広がる、大津波警報が発表される等）は、被災地の都道府県庁に状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努めることとする。

2 組織の設置

県は、県外の被災地に対して大規模な応援活動を行うときは、必要に応じて災害対策本部に準じて支援本部を設置することとする。

3 動員の実施

県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。

近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県で震度5強以上の地震が観測されたとき

近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県以外の道県において震度6弱以上の地震が観測されたとき

災害の発生時期	配 備 体 制	
勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。
	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。
	防災担当指定要 員等	上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。

4 県外災害ひょうご緊急支援隊の派遣

県は、県外における大規模災害時に、県外災害ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。

支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。

(1) 先遣隊の派遣

下記の派遣基準を満たした際には、直ちに先遣隊を被災都道府県に派遣する。

派遣基準

県外で災害が発生し、都道府県域を超えた応援を要する可能性がある」と知事が判断した場合。

派遣検討要件	<u>甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</u> <u>被害発生の覚知内容</u> <u>・関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合</u> <u>・大津波警報が発表された場合</u> <u>・同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合</u> <u>・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等</u>
--------	--

構成

防災局職員4名程度

(2) 本隊の派遣

先遣隊の調査に基づき、被災自治体の求める分野について、県・市町職員、県看護協会や社会福祉協議会など関係機関の職員のうちから適任者を派遣する。

派遣分野の例：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア、仮設住宅設置調整、土木技術支援、学校教育 等

5 関西広域連合構成員としての応援

兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとする。

県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとする。

6 他の都道府県との応援協定に基づく応援

(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援

大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県（大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県）に連絡することとする。

県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあっては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。

県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難であると判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。

県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。

県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。

県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。

(2) 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援

県は、全国知事会から広域応援の内容の連絡があったときは、広域応援実施要領で割り当てられた被災県

に対して応援を実施することとする。

隣接ブロックの幹事県から近畿ブロック幹事県（兵庫県）に対して応援要請があったときは、県は近畿ブロック構成府県と協力して応援することとする。

(3) 隣接府県との相互応援協定に基づく応援（岡山県、鳥取県）

県は、岡山県又は鳥取県から応援の要請があったときは、必要な応援を行うこととする。

— 県は、発災後、被災県と連絡が取れない場合は、自主的に情報収集活動を行うこととする。

— 県は、情報収集活動の結果、緊急性を有し被災県の要請を待ついとまがないと認められるときは、必要な応援を行うこととする。

— 県は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めることとする。

(4) 新潟県との相互応援協定に基づく応援

県は、新潟県から応援要請があったときは、要請があった事項について、応援を行うこととする。

— 災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合は、県は必要に応じ情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うこととする。

7 法に基づく応援

(1) 応援の要求（災害対策基本法第74条、第74条の2）

県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援することとする。

県は、内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、速やかに応援することとする。その場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県外の被災市町村を応援するよう求めることとする。

(2) 職員等の中長期派遣

長期にわたる職員の派遣の要請または派遣は、地方自治法第 252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第 1 項の規定によることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 応援協定等に基づく応援

(2) その他必要な事項

- [資料] 「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)
「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)
「近畿 2 府 7 県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1)
「災害時の相互応援に関する協定」（兵庫県と鳥取県）(H8.5.31)
「災害時の相互応援に関する協定」（兵庫県と岡山県）(H8.5.31)
「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」（兵庫県と新潟県）(H17.10.23)
「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(H24.5.18)
「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」(H24.5.18)
「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(H18.11.1)
「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領」(H18.11.1)
「災害時の応援に関する申し合わせ」（近畿地方整備局）(H17.6.14)

第1節 消火活動等の実施

第1款 地震火災の消火活動の実施

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、消防機関、市町〕

第1 趣旨

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

第2 内容

1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応することとする。

2 消防相互応援協定の運用

市町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 ヘリコプターによる情報収集

県は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

4 応援

(1) 知事の応援指示権の発動

県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

第1次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/3を派遣することを指示することとする。

第2次指示権の発動

災害が一地区に及びる場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。

第3次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。

出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は、 、 のとおりとするが、受令市町と協議のうえ、出動人員を適宜増減することができることとする。

(2) 他都道府県への応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待たずともがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第2款 救急医療の提供

〔実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕

第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第2 内容

1 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡することとする。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たることとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たることとする。

搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等）

また、県は、大規模災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）

・海上保安本部

・自衛隊 等

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期することとする。

県及び市町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めるときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

(5) 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図ることとする。

ア 災害拠点病院

イ 2次救急医療機関

- ウ 救急告示病院・診療所
- エ その他の医療施設
- オ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター
- カ 寺院（死者の場合）

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて県警本部との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

(7) 災害の現場における諸活動の調整

県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行うこととする。

県に災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等

県警察本部又は市町の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

イ 鉄道、空港、工場、鉱山での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、工場・鉱山等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とすることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) その他必要な事項

〔資料〕「消防本部における救急自動車・救急隊員一覧表」
「告示救急医療機関一覧」

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第3款 医療・助産対策の実施

〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕

第1 趣旨

災害のためその地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第2 内容

1 実施責任機関

- (1) 市町は被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。
- (2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班（兵庫DMATを含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。

2 救護所の設置

- (1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。

現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (2) 市町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくこととする。
- (3) 市町及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

3 船舶の活用（災害時医療支援船）

災害時、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ各機能を活かし、災害時医療支援船として利活用する。
輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送
生活機能を活用した一時的避難所としての利用等
災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用

4 県における情報収集・提供

(1) 情報の収集

地域医療情報センターは、二次保健医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。

県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。

- ア 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
- イ 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
- ウ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
- エ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認

- オ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
- カ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認
- キ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認
県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。
- ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報の提供

県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。

- ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
- イ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
- ウ 県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- エ 県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供
県は、消防本部に患者受入可能医療機関について周知することとする。

5 救護班の派遣等

(1) 救護班の派遣等関係機関への要請

県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。

ア 災害拠点病院（兵庫DMA T指定病院を含む）をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請

- イ 県・神戸市等のヘリコプターの待機要請
- ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- エ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請
- オ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- カ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請
- キ 兵庫県医師会、兵庫県民間病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
災害医療センターは、県（医務課）の指示に基づき救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うこととする。

夜間、情報途絶時等で緊急に対応を要する場合は、県（医務課）の指示を待たずに、この要請、調整等を行うこととし、必要な対応を行ったときは、速やかに県（医務課）に報告することとする。

県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。

- ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
- イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請
- ウ 兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
海上保安本部は、可能な範囲で、医師、看護師、DMA T等に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図ることとする。

(2) 救護班の編成

兵庫DMA T指定病院

兵庫DMA T指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMA T

(医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名の計5名程度をもって1班とする)の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。

災害拠点病院救護班

ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。

イ 災害拠点病院救護班は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することとする。

日本赤十字社救護班

ア 日本赤十字社救護班は、医師(班長)1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名、計6名をもって1班とすることとする。ただし、災害及び救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、助産師、特殊技術要員を加えることができることとする。

イ 日本赤十字社兵庫県支部救護班は、常時15班を編成し、日本赤十字社兵庫県支部及び各赤十字施設の現職員をもって充てることとする。

ウ 災害救助法の適用前又は適用のない場合及び法の解除後の救護は日本赤十字社独自の救護とし、法の適用のあった場合は原則として県災害対策本部の指揮下に入ることとする。

なお、日本赤十字社は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

県立病院救護班

ア 県立病院救護班は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名、計5名をもって1班を編成することとする。ただし、災害の状況、現在人員の都合により助産師を加えるなどの編成の変更及び人数の増減を行うこととする。

イ 県立病院救護班は19班とすることとする。

国立病院救護班

ア 国立病院救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。

イ 国立病院救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。

ウ 県からの国立病院の医療班等の派遣要請は、同機構近畿ブロック事務所(以下「近畿ブロック事務所」という。)を通じて行うこととする。

エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが医療班の派遣要請を行うこととする。

オ 近畿ブロック事務所は、県から職員の派遣要請があった場合には、国立病院に対し医療班の派遣指令を行うこととする。

カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから職員の派遣要請があった場合には、速やかに医療班を派遣することとする。

キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿ブロック事務所の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに医療班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。

ク 近畿厚生局及び近畿ブロック事務所等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等医療班と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。

ケ 被災地周辺の国立病院等は、厚生労働省の指令を受けたときは被災地域の国立病院等へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、消防本部、県健康福祉事務所・市保健所等関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の国立病院等及び救護所等からの被災患者の受入れに努めることとする。

コ 国立病院等は、災害によって多数の重症患者が発生した場合及び自らの施設が被害を受けた場合に備え、国立病院等以外の近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法を定めておく

こととする。

サ 国立病院等は、緊急及び不測の事態の発生を想定し、必要最低限の医薬品、食料及び水等の備蓄を行うこととする。

公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く。）

ア 公的病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。

イ 公的病院救護班は14班とすることとする。

私的医療機関による救護班

県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、救護隊（JMATを含む）の派遣を要請することとする。

JMAT（Japan Medical Association Team）とは

- ・ 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される 災害医療チーム。
- ・ 被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。

他府県による救護班

県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事会等を通じて救護班の派遣を要請することとする。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、被災市町の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。

災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

6 災害拠点病院の活動

(1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

ア 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を行うこととする。

イ 災害救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。

イ 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請することとする。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

7 医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療

手段を確保し、救護所等への供給を行うこととする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めることとする。

県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することとする。

10 医療機関のライフラインの確保

- (1) 県は、透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うこととする。
- (2) 県は、市町と連携を図りながら、(一社)兵庫県エルピーガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請することとする。
- (3) 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じることとする。
- (4) 県は、市町と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請することとする。

11 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 救護班の編成
- (3) 救護所の位置（所在、名称、収容能力）
- (4) 医療助産用資機材の備蓄、調達
- (5) その他必要な事項

〔資料〕「地域医療情報センター一覧」

「国立病院等の連絡系統、入院ベッド数一覧表」

「県医師会災害救護活動要領」

「救護班の構成」（日本赤十字社、国立病院、県立病院、その他公的病院）

「県・郡市医師会会長及び同事務所所在地」

「救護班派遣要請系統」

「災害時の医療救援に関する協定」

「災害時の医療救援活動に関する協定書」

第3節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、港湾管理者、空港管理者等〕

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 地震発生後、道路管理者及び県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。
- (2) 道路管理者及び県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。
- (3) 県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとする。

2 陸上交通の確保

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

一般国道（指定区間）（「災害対策部運営計画」による。）

ア 災害対策部の設置

兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所は、その所掌に係る一般国道（指定区間）に、災害が発生したとき若しくは災害発生のおそれがある場合、災害対策部を設置することとする。

イ 警戒体制等の発令

災害対策部は、地震情報等に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令することとする。

の他状況の変化に応じて常時パトロールを実施することとする。

B路線 防災指令第2号の発令をもって、A路線に準じてパトロールを実施することとする。

ウ 通行止め等の措置

(ア) パトロール員がパトロール実施中に道路の破損、崩壊土砂の堆積等を発見し、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合には、直ちに通行の禁止又は制限を決定し、必要な標示を施し、神戸市（建設事務所長）に報告することとする。

(イ) 神戸市（建設事務所長）がパトロール員の状況報告に基づき、道路の状態に危険が予想されると認められた場合には、所轄の警察署長と協議して通行止め又はその他交通制限を決定し、かつ、必要な措置を講じることとする。

(ウ) 警察署長又は消防署長から通報のあった道路に関する危険箇所については神戸市（所轄建設事務所長）が(イ)に準じて措置することとする。

西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）

ア 交通規制の実施基準

(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。

内 容	速 度 規 制	通 行 止 め
地 震	計測震度4.0以上4.5未満	計測震度4.5以上

(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、交通規制を実施する場合、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行うこととする。

イ 交通規制の実施方法

(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、通行止めを実施する場合に、可変情報板等により通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間内に車両が流入しないよう措置することとする。

(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、地震により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、**巡回車等**により、原則として次のとおり指示することとする。

a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。

b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。

c サービスエリア等にある車両は、西日本高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。）

ア 初動活動

阪神高速道路株式会社は、震度4以上の地震が発生した場合又は津波警報が発令された場合は、初動活動を行うものとする。

イ 通行規制等措置

震 度	本 線	オンランプ
4	注意喚起	注意喚起
5弱	減速指示	通行禁止
5強以上	通行禁止	通行禁止

(ア) 阪神高速道路株式会社は、通行規制等を実施するときは、県警察本部と協議するとともに、関連道路管理者等に通知する。ただし、緊急を要するため、やむを得ないときは、通行規制の実施後速やかに通知することとする。

(イ) 阪神高速道路株式会社は、通行の禁止を行ったとき、本線上及びパーキングエリアの駐車場等にある車両に対して、次の指示を行うこととする。

- a 本線上の車両は路肩に寄せて停車しエンジンを止めること。
- b 阪神高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは、走行しないこと。
- c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。

通行の禁止が長時間に及ぶときは、警察との協議の上、流出可能な最寄りのランプから流出させるものとする。

(ウ) 津波の来襲によりランプに接続する道路が通行止めを行っている場合等においては、必要に応じて通行の禁止等の措置を講じ、道路情報提供装置により、津波に関する情報を提供できるものとする。

(エ) 阪神高速道路株式会社は、点検・調査により通行の安全が確保されることが確認された時点で通行再開に向けて警察と協議し、通行を再開させるものとする。

(オ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領 - 本州 四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）

ア 通行制限及び通行禁止の実施基準

(ア) **本州四国連絡高速道路株式会社**は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。

通行規制等基準値

	50km 規制 1	通行止
地震	計測震度4.0以上4.5未満（震度4 2）	計測震度4.5以上（震度5弱以上）

1 淡路島南IC～鳴門北IC（大鳴門橋）間は、40km規制

2 震度4のうち計測震度3.5以上4.0未満は除く。

(イ) **本州四国連絡高速道路株式会社**は、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。

イ 通行制限等の実施方法

(ア) **本州四国連絡高速道路株式会社**は、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。

(イ) **本州四国連絡高速道路株式会社**は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。

- a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、**本州四国連絡高速道路株式会社**又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。
- b 車両の運転者がやむを得ず車両を離れるときは、車両のエンジンを切り、かつキーをそのままにしておくこと。
- c サービスエリア等にある車両は、**本州四国連絡高速道路株式会社**又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社 - 防災対策要領」による。）

ア 通行規制の実施基準

兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施するものとする。

種別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
地震	震度4 速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル	和田山IC - 福崎北R 朝来市山東町柴 - 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上 ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル	全区間 (状況に応じて区間を設定) 全区間
	通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路 ・西宮北道路	福崎北R - 姫路JCT 西宮市山口町船坂 - 西宮市越水 (南伸区間を除く)	・西宮北道路	公社管理区間 (南伸区間を除く)

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、迂回路の情報に努めることとする。

(イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。

a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

芦有 ドライブウェイ 株式会社が管理する有料道路（「芦有ドライブウェイ維持管理規定」による。）

ア 交通規制の実施基準

(ア) 次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。

内容	通行注意喚起	通行止め
地震	震度3以上	震度4以上

(イ) 芦有ドライブウェイ株式会社は、通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署に連絡するとともに、関係機関に連絡することとする。

イ 災害の予防

芦有 ドライブウェイ 株式会社は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じることとする。

ウ 防災体制

緊急体制（災害発生等緊急時）によって防災体制に入ることとする。

(ア) パトロールの強化

芦有ドライブウェイ株式会社は、災害時において芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。

(イ) 通行禁止等の措置

芦有ドライブウェイ株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のために必要な注意を与えることとする。

(2) 被災区域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

県警察本部は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。

県警察本部は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。

県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察と共に周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施することとする。

県警察本部は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。

現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更することとする。

周知徹底

県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者、関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。

第3節 交通・輸送対策の実施

第2款 緊急輸送対策の実施

〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、市町、（社）兵庫県トラック協会、その他防災関係機関〕

第1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 実施機関

防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施することとする。

県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。

県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、運送を行うべきことを指示することとする。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

輸送に当たっての配慮事項

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行うこととする。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

輸送対象の想定

ア 第1段階

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 政府災害対策要員、県・市町災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(I) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(I) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

県は、広域応援を実施する場合に備え、県警察本部、各道路管理者、JR等鉄道輸送に係る機関、海上保安本部、各港湾管理者、各漁港管理者、大阪空港事務所等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送

2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合

大規模な津波の襲来が予想され、又は襲来した場合

地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難を必要とする場合

(2) 避難のための勧告及び指示

勧告・指示の基準

(災害全般)

ア 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

イ 市町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいれないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

(津波災害)

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう勧告・指示することとする

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

勧告・指示の内容

市町長等は、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

ア 避難の勧告・指示が出された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

勧告・指示の伝達方法

ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、**海上保安本部**、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

イ 市町は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。

ウ 市町長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。

エ 市町長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味

とする。

ウ 県は、震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、必要により、精神科救護所を設置するとともに、避難所への訪問活動も行うこととする。（「医療・助産対策の実施」の項を参照）

保健活動の実施

県（健康福祉事務所）と市町は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。（「健康対策の実施」の項を参照）

仮設トイレの確保

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。（「し尿処理対策の実施」の項を参照）

入浴、洗濯対策

市町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮することとする。

（「食品衛生対策の実施」の項を参照）

感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。

（「感染症対策の実施」の項を参照）

(6) 広域一時滞在等

県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。

ア 避難希望地域

イ 避難を要する人員

ウ 避難期間

エ 輸送手段

オ その他必要事項

県は、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たずに広域一時滞在のための調整を行うこととする。

県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。

県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。

県・市町は、市町域・県域を越えて避難した被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と避難先が共有し、支援情報の提供等の支援に努めることとする。

(7) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

県、市町は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努めることとする。

第5節 住宅の確保

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

第2 内容

1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

住居する住家がない者であること。

自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(2) 応急仮設の供与要請

住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。

市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。

- ア 被害戸数
- イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- ウ 連絡責任者

県は市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。

県は市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。

建設方法

ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

イ 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。

エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

オ 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

カ 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させ

るため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

(5) 入居者の認定

市町は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定することとする。

市町等は、高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮することとする。

(6) 管理主体

市町において、通常の管理を行うこととする。

(7) 生活環境の整備

県、市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

3 空家住宅の確保

(1) 対象

県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の所有する空家

(2) 募集

被災各市町及び提供する事業主体が募集を行うこととする。

県は、国土交通省の支援により、被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応することとする。

4 住宅の応急修理

(1) 市町は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。

被害戸数（半焼・半壊）

修理を必要とする戸数

調達を必要とする資機材の品目及び数量

派遣を必要とする建築業者数

連絡責任者

その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 市町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

(2) 市町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

除去を必要とする住家戸数

除去に必要な人員

除去に必要な期間

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1款 食料の供給

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への食料の供給を実施することとする。
- (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。市町からの要請を待たずとも認めるときは、要請を待たずに市町に対する食料を確保し供給することとする。
- (3) 県は、食料の供給、輸送に関する必要と認める場合は、他府県や農林水産省へ協力を要請することとする。
- (4) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施することとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の供給要請等

市町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんに要請することとする。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

5 主食の供給

(1) 米穀の供給

災害救助法が適用されるまでの供給

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第2款 応急給水の実施

〔実施機関：県企業庁、市町、水道事業者〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。
- (2) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合は、供給の応援を行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する供給の応援を行うこととする。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 水源及び給水量

(1) 水源

市町（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

(2) 給水量

市町（水道事業者）は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ / 日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

4 給水方法及び広報

- (1) 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めることとする。

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第3款 物資の供給

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農林水産局、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への緊急物資の供給を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、第2章第5節「災害救助法の適用」の第2の「3 救助の実施」に基づき対応することとする。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施することとする。
- (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。
市町からの要請を待たずとも認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給することとする。
- (4) 県民は、自ら3日分の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 品目（詳細は資料編に掲載）

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮することとする。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

毛布、下着、作業着、タオル、トイレトペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮することとする。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメントほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

4 供給

- (1) 市町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんに要請することとする。

供給あっせんを必要とする理由

必要な緊急物資の品目及び数量

引渡しを受ける場所及び引受責任者

連絡課及び連絡担当者

荷役作業員の派遣の有無

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1款 精神医療の実施

〔実施機関：県健康福祉部障害福祉局、市町〕

第1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 精神科救護所の設置

- (1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。
- (2) 県（健康福祉事務所）は、精神科救護所の管理運営を行うこととする。
- (3) 県（精神保健福祉センター）は、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。

2 精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神科病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保することとする。

3 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請

県は、兵庫県精神科病院協会、兵庫県精神神経科診療所協会、県立病院等からの情報収集を迅速に行う。また、速やかに治療が受けられるように患者の受け入れの協力を要請する。

4 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。
- (2) 県は、市町と連携して、地震による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。

5 こころのケアに関する拠点の設置

- (1) 県は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、市町と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点を一定期間、被災地域に設置することとする。
- (2) 県（健康福祉事務所）は、こころのケアに関する拠点の管理運営および精神保健活動の調整を行い、県（精神保健福祉センター）は、技術的支援を行う。支援にあたっては、兵庫県こころのケアセンターと連携し、実施することとする。

(3) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めることとする。

6 こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第2款 健康対策の実施

〔実施機関：県健康福祉部健康局、市町、県看護協会〕

第1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第2 内容

1 巡回健康相談等の実施

- (1) 県、市町及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進することとする。
- (3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。
- (4) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。
- (5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県及び市町は、県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施することとする。
- (2) 県は、避難所の食事及び食環境整備等について市町に助言を行うこととする。
- (3) 県及び市町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- (4) 県及び市町は、巡回栄養相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 巡回健康相談等の実施
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) その他必要な事項

第9節 災害時要援護者支援対策の実施

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

第2 内容

1 災害時要援護者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、災害時要援護者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「災害時要援護者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

また、市町においても災害時要援護者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

2 情報の提供

県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、防災行政無線、広報車 等
(「災害広報の実施」の項を参照)

3 安否確認・救助・避難誘導

市町は、非難行動要支援者名簿等に基づき、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。

4 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市町は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要援護者の所在確認に努めることとする。

(2) 要援護者トリアージの実施

市町は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。

県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、こころのケアチームの派遣等の応援を行う。

(4) 避難場所の確保

市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。

(5) 避難所等における配慮

相談窓口の設置

市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

食料、生活必需品の供給

市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

福祉サービスの提供

県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。

快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

5 住まい支援

- (1) 県、市町は避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮することとする。
- (2) 県、市町は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。
(「住宅の確保」の項を参照)

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 県、市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 県、市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

7 外国人県民への情報伝達等

県、市町等は、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

(1) 外国人県民等の被災情報の把握

安否確認

県、県警察本部、市町、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認（外国人県民の死亡者数確認）を行うこととする。

施設の被災状況の確認

県、市町は、外国人学校、領事館等の建物の被災状況を確認することとする。

ニーズの把握

県、市町は、外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握することとする。

(2) 外国人県民等への情報提供

相談体制の確立

県は、外国人県民インフォメーションセンターで外国人県民相談を行うこととする。

市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。

災害情報の提供

県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニテ

ＩＦＭなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うこととする。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやＮＧＯ団体の協力も得ながら行うこととする。

8 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

県、市町は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。

震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

9 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 震災遺児の把握と支援の実施

県、市町は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備することとする。

(2) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図ることとする。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報提供方法
- (3) 避難方法
- (4) 生活・すまい支援方法
- (5) 外国人県民等の被災情報の把握
- (6) 外国人県民等への情報提供
- (7) その他必要な事項

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、市町、その他防災関係機関〕

第1 趣旨

災害時に被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供しよう努めることとする。

- 発生した地震・津波に関する観測情報
- 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- 津波の発生に関する予報
- 被災状況と応急措置の状況
- 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）
- 避難所の設置状況
- 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ライフラインの状況
- 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- 医療機関の状況
- 感染症対策活動の実施状況
- 食料、生活必需品、**燃料**の供給状況
- 相談窓口の設置状況
- その他住民や事業所のとるべき措置
 - 火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - 電話・交通機関等の利用制約
 - 食料・生活必需品の確保
- 余震対策に関する情報

(2) 広報の方法

県、市町等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- 公共掲示板の活用
- 各広報実施機関の広報紙による情報提供
- 市町防災行政無線の活用
- ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供

県は、市町と協力し、避難所、応急仮設住宅（借り上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 避難所巡回員等
- ・伝達手段 …… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ等

オ 県外避難者への情報提供

県は、市町と協力し、県外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等
- ・伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ等

カ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム等

キ 外国人県民に対する情報提供

県は、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマーゼンシー）ネット」を整備し、あらかじめシステム内で5言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を外国人県民に発信することとする。

また、外国人県民に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート …市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
- ・伝達手段 …… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット等

さらに、FM802（FM C0・C0・L0）等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関の広報

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。

(2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

〔資料〕「災害時における放送要請に関する協定」

び防水扉の作動等必要な措置を講ずることとする。

オ その他の措置

災害発生と同時に、必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡体制による通報を実施することとする。

情報連絡システム

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要により移動無線機を利用することとする。

(2) 振替輸送の確保

振替輸送の基本方針

神戸市高速鉄道乗車規定第14条第2項の規定に基づき、災害その他の運転事故等により、高速鉄道列車が長時間運行不能になり、又は運転不能となると認められた場合には、同市乗合自動車により、振替輸送を実施することとする。

振替輸送運行システム

(ア) 運転指令区長は、列車の運転が不能を認められる場合、この旨を運輸長に報告を行うこととする。

(イ) 運輸長は、振替輸送が必要と認められた場合、その指示により振替輸送を実施することとする。

(ウ) 運輸長は、直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請することとする。

4 阪急電鉄株の応急対策

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置し、被害施設の復旧、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援を行うこととする。

(2) 発災時の初動態勢

運行規制

緊急地震速報により定める地点において震度が4以上と予測される場合、または地震警報表示器に震度4以上が表示された場合は、列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示する。

ア 地震警報表示器に震度4が表示されたとき

(ア) 地震1号指令発令する。

(イ) 震動がなくなると認められるときは、全列車の運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示する。

(ウ) 徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）する。

イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき

(ア) 地震2号指令発令する。

(イ) 震動がなくなると認められるときであっても、運転再開の指示をしない。

(ウ) 技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ地震2号指令を解除した後、全列車に運転再開を指示する。

ウ 列車の停止

運転士は、列車運転中に強い地震を感じたとき、又は運転指令者より運転停止の指示があったときには、次のことに留意して直ちに列車を停止することとする。

(ア) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋りょう上又は閉塞信号機を越えた箇所以外で停止することとする。

(イ) やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動することとする。

(ウ) 長時間停止するときは、車掌に指示し手歯止等により転動を防止することとする。

(エ) 地下線内においては、状況の許す限り最寄りの駅まで運転の継続に努め、駅到着後に停止することとする。

とする。

エ 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握の上、列車無線にて運転指令者に報告することとする。

乗客の避難・救護対策

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、避難が必要な場合、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導することとする。

(イ) 消防本部及び県警察本部へ通報し、救援出動を要請することとする。

イ 列車乗務員が行う避難誘導

(ア) 駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は、車掌と打合せの上、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導することとする。

(イ) 避難場所、乗客の状況等を列車無線で運転指令者に報告することとする。

ウ 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づく、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、対応に関する事項を処理することとする。

5 阪神電気鉄道(株)の応急対策

(1) 災害対策本部の設置

運輸部長は、災害発生のおそれがある場合、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応じて警備指令を発令することとする。

甲号警備指令：災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合

乙号警備指令：甲号警備指令に至らないが、応変に処置を必要とする場合

非常災害が発生したとき又は発生するおそれが生じたときは、非常事態対策規則に基づき対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

運行規制

震度4以上の地震を感知した場合、運転指令は全列車の停止を指示することとする。

ア 乙号地震警報（震度4）

運転指令は、震動がなくなった後、速度を指定して運転の再開を指示することとする。

イ 甲号地震警報（震度5弱以上）

対策本部は、電気部、車両部及び工務部の施設の点検結果に基づいて運転の再開を決定し、運転速度及び運転区間を指示することとする。

ウ 列車の停止

地震発生を感知し、又は地震警報の発令（列車無線自動放送を含む）を受信した列車の運転士は、できるだけ安全な位置で列車を停止することとする。（駅間の途中で列車を停止するときは、曲線、勾配線、橋りょう、電車線セクション、築堤及びご線橋下を避けて停止する。）

エ 停止列車の移動禁止

運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機することとする。（ただし、やむをえず危険な箇所又は旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時15km以下の速度で安全な位置まで移動する。）

オ 通報連絡

運転士は、停止位置付近の線路及び構造物の状態及び旅客の状況の把握に努め、その結果を報告することとする。

乗客の避難・救護対策

ととする。

ウ 震度4以上であることが確認されたときは、技術課員において、車両・軌道・電線路・巻上場設備の点検を行い、安全確認を行った上で運転を再開することとする。

乗務員の対応

車掌は、運転士からの連絡を「地震による途中停車時の措置」により旅客に告知することとする。

乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導することとする。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。

イ 車掌が行う避難誘導

(ア) 長時間停車するときは、駅長の指示により応援者の到着後旅客を駅へ誘導することとする。

(イ) 駅への誘導に当たり、軌道を歩行するときは、必ず大阪側歩行路を使用することとする。

事故発生後の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合は、適切な救護措置を実施することとする。

10 神戸すみいまちづくり公社の応急対策

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、ケーブルカー旅客の安全確保と施設の保全のために必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動措置

運行規制

運転中に地震の強い揺れを感じたときは列車を停止させる。

震度4以上であることが確認された場合、運転を一時中止し、施設等の安全が確認されなければ運転を再開しない。

乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は余震を考慮し、旅客を駅舎外の安全な場所に誘導する。

イ 車掌等が行う避難誘導

長時間停車するときは駅長の指示により応援者の到着後、旅客を駅へ誘導する。

旅客の駅への誘導は原則下り方面とし、大阪側歩行階段を使用する。

ウ 事故発生後の救護活動

地震により旅客等に負傷者が発生した場合、負傷者の救護活動を行い消防機関に引き継ぐ。

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第3款 空港施設における応急対策の実施

〔実施機関：県土整備部県土企画局、[空港管理者等](#)〕

第1 趣旨

災害時の空港施設の被害を最小限に止めるとともに、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう空港施設対策について定める。

第2 計画の内容

1 体制の確保と情報収集

[空港管理者等](#)は、大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認することとする。

2 関係機関等との連携による防災

[空港管理者等](#)は、大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施することとする。

3 施設等の早期復旧

[空港管理者等](#)は、関係機関等と協力して速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努めることとする。

〔資料〕「空港施設対策関係機関等連絡先一覧表」

イ ローラー作戦の展開

エルピーガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

エ 高齢者等弱者対策

エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

オ エルピーガスの供給

都市ガスが停止した場合には、要請により、病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行うこととする。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにエルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

キ 不要容器の回収

不要となったエルピーガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

〔資料〕「大阪ガス(株)災害対策本部組織図」

くそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に係る国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施

ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和の実施

3 KDDI(株)の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

通信疎通の管理、制御等

通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急の実施することとする。

情報の収集及び被害状況の把握

災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うこととする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。

災害対策本部等の設置

地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認められたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等の設置等必要な措置を講じることとする。

防護措置

設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じることとする。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

利用制限等の措置

地震予知情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等臨機の措置を講じることとする。

災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要な災害対策用機器、設備、車両等を配備することとする。

臨時営業所の開設

被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を実施することとする。

設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(3) 復旧作業過程

防災機関及び報道機関に対し、被災状況(被災設備、規模)、応急復旧状況(臨時営業所の設置場所、通信手段等)、回復見込み等について情報を迅速かつ的確に伝達することとする。

一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報することとする。

〔資料〕「NTT西日本災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第5款 下水道の確保

〔実施機関：県土整備部土木局、下水道施設管理者、市町〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

被害状況の把握

地震発生後、県及び市町は緊密に連携し、下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。

広域的支援の要請・調整

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、下水道施設管理者の相互応援の状況を踏まえつつ、「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」等に基づき、県内市町や国土交通省、他府県及び日本下水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間は、県は被災した下水道施設の被害状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等の調査を継続的に収集し、支援・調整を行うこととする。

2 下水道施設管理者の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施することとする。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施することとする。

イ 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録することとする。

他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

第 1 節 災害復旧事業の実施

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部、こども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕

第 1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第 2 内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設復旧事業

河川災害復旧事業

海岸災害復旧事業

砂防設備災害復旧事業

林地荒廃防止施設災害復旧事業

— 地すべり防止施設災害復旧事業

— 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

— 道路災害復旧事業

— 港湾災害復旧事業

— 漁港災害復旧事業

— 下水道災害復旧事業

— 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

農地農業用施設災害復旧事業

林地荒廃防止施設災害復旧事業

林道施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

街路災害復旧事業

都市排水施設等災害復旧事業

(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

第3節 住宅の復旧・再建支援

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

第2 内容

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (2) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

2 災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市町が建設し、管理することとする。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

(2) 建設のための要件

地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

イ 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

ウ 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）

ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

イ 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき。

(3) 入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

当該災害発生後3箇年は政令月収が21.4万円以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）

現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例で定める者にあつては、本項は適用しない。）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

(6) 国庫補助

建設に要する費用の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

(1) 国庫補助適用の基準

再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

宅地の復旧の場合

ア 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

イ 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1 / 2
損傷	補修	1 / 2

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

対象となる災害

ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

イ 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの融資を受けることができる住宅の基準

ア 新築家屋（建設）の基準

(ア) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上、原則として175㎡以下であること。

購入の場合は、1戸当たり50㎡以上（共同建は30㎡）、原則として175㎡以下

(イ) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1 / 2以上であること。

(ウ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(エ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(オ) 敷地の権利が転貸借でないこと。

(カ) 木造の場合は1戸建て又は連続建てであること。

イ 補修の基準

上記(イ) (ウ) (エ) (オ) のとおり。

条件（平成25年4月17日現在）

ア 融資限度額（建設融資の場合）

住 宅 耐火・準耐火・木造（耐久性）構造	1,460万円
土地取得費	970万円
整 地 費	390万円

イ 貸付利率

年1.20%（平成25年4月17日現在）

ウ 償還期間

建設の場合	{ 木造（一般）構造の住宅……………25年以内（据置3年以内） 耐火・準耐火構造の住宅又は……………35年以内（据置3年以内） 木造（耐久性）構造の住宅	
		補修の場合は20年以内（据置1年）
		融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金

（再掲「第4編第2節 被災者の生活再建支援」）

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 建設予定地
- (3) 建設資材等の調達
- (4) 必要機械器具の保有調達
- (5) 建設業者一覧
- (6) 入居基準
- (7) 住宅建設に伴い必要となる諸対策
- (8) 被災者生活再建支援金（再掲）
- (9) 兵庫県住宅再建共済制度
- (10) その他必要な事項

〔資料〕「災害時における住宅復興に向けた協力を係る基本協定書」

第4節 災害義援金の募集等

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、市町〕

第1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

第2 内容

1 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

兵庫県
被災市町
兵庫県市長会
兵庫県町村会
日本赤十字社兵庫県支部
兵庫県共同募金会
兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
神戸新聞厚生事業団
日本放送協会神戸放送局
株式会社ラジオ関西
株式会社サンテレビジョン
学識経験者等

2 配分

(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。

募集方法及び配分方法

被災者等に対する伝達方法

義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

(2) 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

4 その他

(1) 県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行うこととする。

(2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務の負担について、その都度協議することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害義援金の取扱い

(2) その他必要な事項

第2節 復興計画の策定

〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県企業庁、市町〕

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

県は、県の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに被災市町の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画 - 基本構想 - 」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮することとする。

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の県民等への意見募集
有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や災害時要援護者の参画を促進することとする。

ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興10年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

(2) 構成例

基本方針
基本理念
基本目標

施策体系

復興事業計画 等

想定される事業分野

- ・生活
- ・住宅
- ・保健・医療
- ・福祉
- ・教育・文化
- ・産業・雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
近畿総合通信局	災害時における通信手段の確保
近畿財務局 神戸財務事務所	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
<u>近畿農政局 (神戸地域センター)</u>	<u>1 土地改良機械の緊急貸付け</u> <u>2 農業関係被害情報の収集報告</u> <u>3 農作物等の病虫害防除の指導</u> <u>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</u>
<u>農林水産省</u>	<u>災害救助用米穀の供給(売却)</u>
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給
近畿経済産業局	1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施(TEC-FORCE)
近畿運輸局	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令
神戸運輸監理部	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令
(兵庫陸運部)	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局 大阪空港事務所	1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助
神戸海洋気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達
<u>新関西国際空港 株式会社</u>	<u>災害時における消火救難体制の構築</u>

第6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 六甲摩耶鉄道株式会社 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道路輸送機関 神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 社団法人兵庫県トラック協会	災害時における緊急陸上輸送
道路管理者 兵庫県道路公社 芦有ドライブウェイ株式会社	有料道路（所管）の応急対策の実施
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サテレビジョン 兵庫エフエム放送株式会社	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
一般社団法人 兵庫県医師会	災害時における医療救護
公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 兵庫県歯科医師会	1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別
一般社団法人 兵庫県薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
獣医師会 社団法人兵庫県獣医師会 社団法人神戸市獣医師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給

第 1 節 地震発生時の応急対策

〔実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、健康福祉部生活消費局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者〕

第 1 趣旨

東南海・南海地震発生時の災害応急対策について定める。

第 2 内容

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県にあっては内閣総理大臣（消防庁）に、また、市町にあっては県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

〔全般〕

市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

市町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

〔津波災害〕

強い地震（震度 4 程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市町長は、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 3 節「情報の収集・伝達」及び第 3 章「円滑な災害応急活動の展開」第 4 節「避難対策の実施」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

県、市町は、必要に応じて、堤防、水門、陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。

また、**海上保安本部**は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

4 物資調達

(1) 県、市町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 県、市町は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあっせん調整を実施することとする。

(4) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。

(5) 県は、(3)(4)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行うこととする。

(6) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

5 輸送活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社垂水管理事務所は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。

6 保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

県、市町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。

その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

8 二次災害防止等

(1) 陸域

県、市町、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示することとする。

(2) 海域

海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

9 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 施設の緊急点検・巡視
- (3) 救助・救急活動・医療活動・消火活動
- (4) 物資調達
- (5) 輸送活動
- (6) 保健衛生活動・防疫活動
- (7) 帰宅困難者対策
- (8) 二次災害防止等
- (9) その他必要な事項

5 近畿地方整備局との連携

特に緊急を要すると認められるときには、近畿地方整備局との「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等〔リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む〕の支援に努めることとする。

その他、TEC-FORCEの受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

6 消防、警察の広域応援

県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。

その他、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 応援協定の運用
- (2) 自衛隊の災害派遣要請の求め等
- (3) 受援体制の整備
- (4) その他必要な事項

3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県(県土整備部)所管事業分

年度	事業名	事業内容
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸閘等自動閉鎖化他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計9海岸
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸閘等遠隔操作化) 他 計6海岸

イ 県(農政環境部)所管事業分

年度	事業名	事業内容
23~	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸
18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。

4 孤立防止対策

県は、東南海・南海地震により孤立が懸念される姫路市家島町及び淡路地域各市町において、ヘリコプター臨時離着陸場適地を指定している。

関係市町は、ヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所(役場)、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制(要員確保等)等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

5 広域防災拠点の整備・運用

県は、津波被害が懸念される淡路地域、阪神南地域に広域防災拠点(ブロック拠点)を整備し、災害発生に備えることとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備等の基本方針
- (2) 準用・普通河川施設の整備
- (3) 海岸施設の整備
- (4) その他必要な事項

第3節 津波に関する情報の伝達等

〔実施機関：神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話株式会社、船舶団体、防災関係機関〕

第1 趣旨

津波に関する情報の伝達について、配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 防災関係機関相互の情報の伝達

県、市町その他の防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

2 津波の発生等に関する情報

(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表

津波警報・注意報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。

（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ 10m	10m		
		3m < 高さ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波予報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

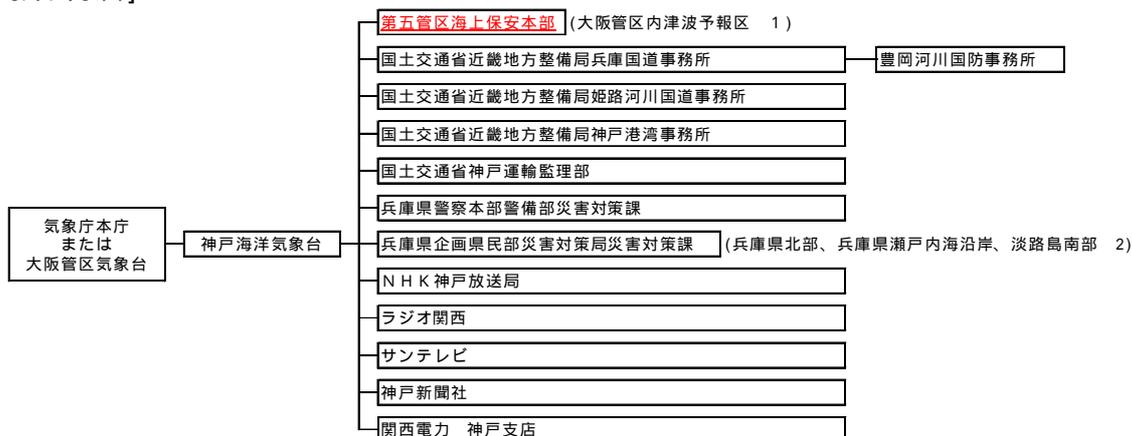
(津波予報と内容)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

- 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報・注意報の伝達系統

[神戸海洋気象台]



1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。

京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

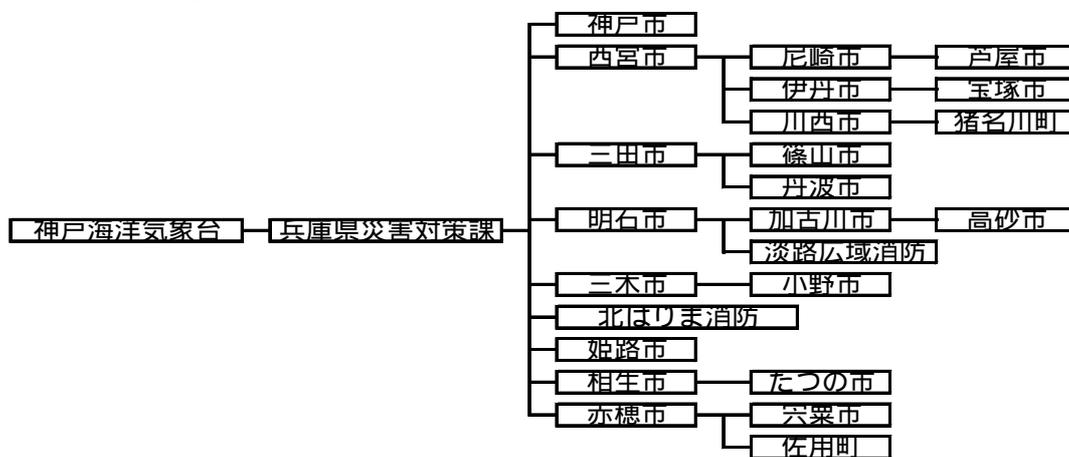
2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

(伝達系統は「(2)兵庫県」を参照)

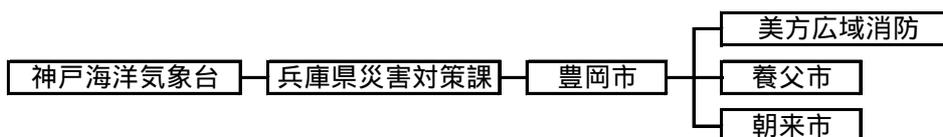
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等入手できる。

[兵庫県]

兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部

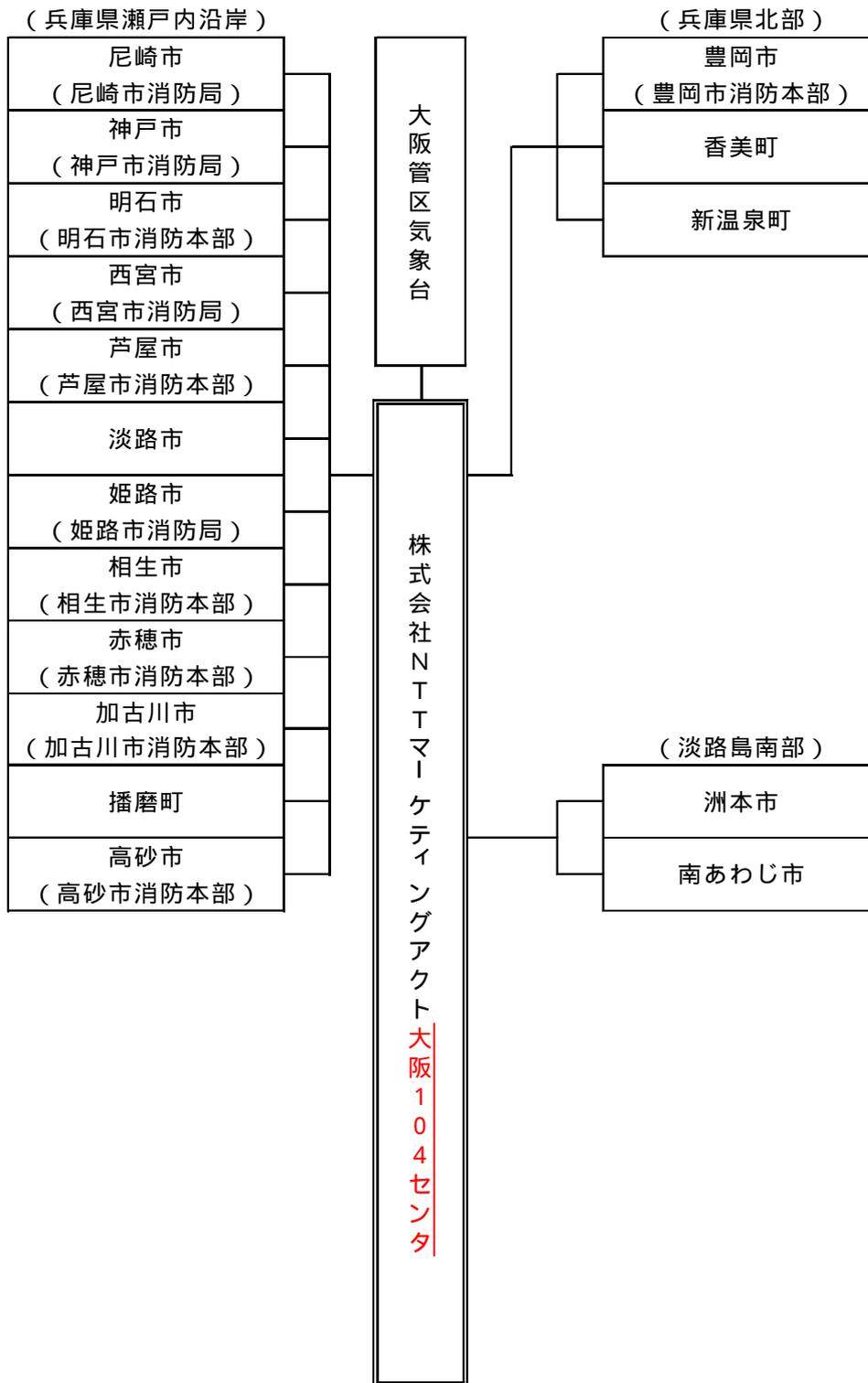


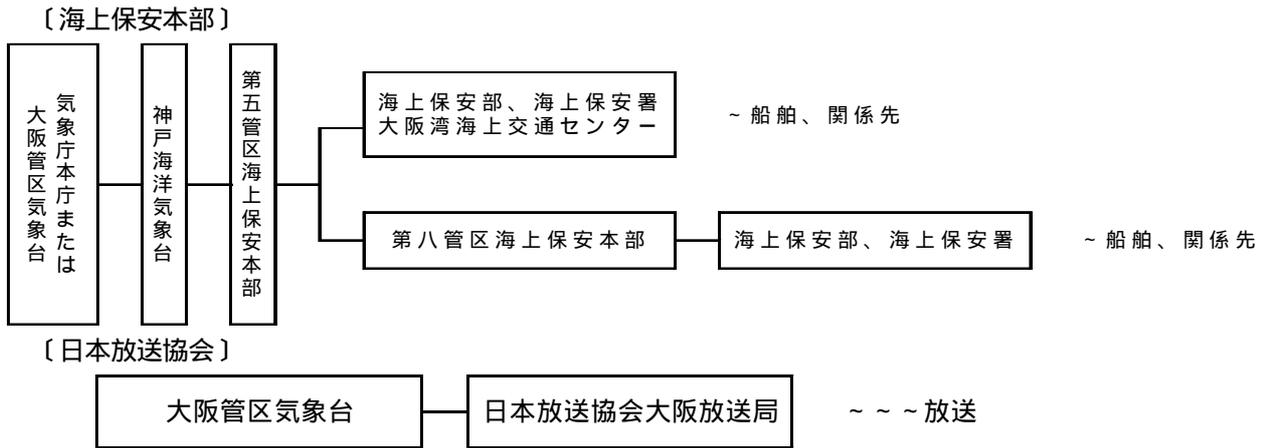
兵庫県北部



(注) 消防事務委託町及び組合消防構成各消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する

〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕





(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸海洋気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、1震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」「震度3以上」を観測した市町村名を発表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波予報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、

沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸海洋気象台を經由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。

- 第五管区海上保安本部
- 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所
- 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
- 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所
- 国土交通省神戸運輸監理部
- 兵庫県警察本部警備部災害対策課
- 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課
- 神戸海洋気象台
- N H K 神戸放送局
- ラジオ関西報道制作部
- サンテレビ報道部
- 神戸新聞社社会部
- 関西電力 神戸支店

受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

3 津波の監視

気象庁本庁または大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

4 居住者等への情報伝達

県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

(1) 災害情報の伝達

県、市町は関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

地震に関する情報

津波警報等津波に関する情報

避難勧告・指示に関する情報

避難所に関する情報

その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

放送機関の協力による情報伝達

ア 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請することとする。

イ 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

(ア) 住民への警報、通知で緊急を要するもの

(イ) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの

(ウ) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

(ア) 日本放送協会神戸放送局

(イ) 株式会社サンテレビジョン

(ウ) 株式会社ラジオ関西

(エ) 兵庫エフエム放送株式会社

(オ) 株式会社毎日放送

(カ) 朝日放送株式会社

(キ) 関西テレビ放送株式会社

(ク) 読売テレビ放送株式会社

(ケ) 大阪放送株式会社

(コ) 株式会社FM802

エ 市町において、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実

第4節 避難対策等

〔実施機関：海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕

第1 趣旨

津波からの避難対策等について定める。

第2 内容

1 津波に強いまちづくりの推進

県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所や津波避難ビルの整備等により、津波に強いまちの形成を図ることとする。

2 県の避難対策

(1) 基本的な考え方

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

(2) 津波避難ビルの指定促進

県は、県立学校、県営住宅等の県有財産について、市町が行う津波避難ビルの指定に協力することとする。

(3) 高速道路、鉄道施設の活用検討

県は、関西広域連合と協力しながら、高速道路や鉄道高架駅舎を活用した一時避難の方策を検討することとする。

3 避難対象地区の指定

市町は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）を指定することとする。

津波浸水予想地域は、原則として、

浸水が想定される地域

東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域として、東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた地域

海浜等

とする。

4 迅速な避難のための備え

(1) 避難計画の作成

市町は、避難対象地区について、次の事項を定めた避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知を図ることとする。

津波からの避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）

避難場所に至る経路

避難の勧告又は指示の伝達手段・方法

避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

(4) 市町は、避難場所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。

市町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

市町は に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な事項

(5) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に努めることとする。

8 災害時要援護者の避難支援

市町は、他人の介護等を要する者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

(1) 市町は、あらかじめ、自主防災組織等の単位で、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めることとする。

(2) 市町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。

(3) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な災害時要援護者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととする。

(4) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。

9 地下空間の浸水対策

(1) 県、市町は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図ることとする。

(2) 県、市町は、東南海・南海地震防災対策計画（一定の事業者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街の管理者に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

10 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 避難対象地区の指定
- (2) 避難の確保
- (3) 避難勧告及び避難指示の発令
- (4) 避難誘導體制
- (5) 避難場所の維持・運営
- (6) 災害時要援護者への避難支援
- (7) 地下空間の浸水対策
- (9) その他必要な事項

第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

〔実施機関：県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県病院局、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関わる対策について定める。

第2 内容

1 不特定多数の者が利用する施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

**【東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】
劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車
両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建
造物 等**

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

留意事項

来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること

避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 応急対策を実施する組織の確立

ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

オ 出火防止措置

カ 水、食料等の備蓄

キ 消防用設備の点検、整備

ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ケ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項

ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

イ 動物園等

第 1 節 地域防災力の向上

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕

第 1 趣旨

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第 2 内容

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

(1) 事前の備え

住まいの安全のチェック

- ・ 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・ 家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低 3 日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

（揺れへの心得）

地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

あわてて外に飛び出さない。

揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

ブロックベいには近づかない。

靴を履いて外に出る。

自動車では避難しない。

（津波への心得）

強い地震（震度 4 程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。

津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

— 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

— 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない（最低 6 時間は避難所に滞在する。）。

- 津波見物は絶対にしない。
- 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

東南海・南海地震防災対策基本計画において、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的な内容は、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第3節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 企業等の地域防災活動への参画促進等
- (3) その他必要な事項

第1節 東南海・南海地震の時間差発生等への対応

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

東南海地震と南海地震が数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第2 内容

1 東南海・南海地震が時間差発生する場合への対応

(1) 対応方針

県、市町は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

東南海地震が発生した場合、後発地震（南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限った避難の実施を検討することとする。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成することとする。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。

2 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 東南海・南海地震が連続発生する場合への対応

(2) その他必要な事項